

第百五十三回 參議院法務委員會會議錄第十号

(第三部)

年減刑する懲役四年という判決を下しました。異例の控訴となりましたが、それも覆ることはありませんでした。

一審判決が出ましたところ、神奈川県座間市で大學生二人が、酒気帯び、スピード違反、無免許、無保険の暴走車によつて即死するという痛ましい事故があり、その大学生のうちの片方、鈴木零君の母親である、造形作家でいらっしゃる鈴木共子さんという方が、今の刑法は交通事故で亡くなつた者の命の重みを反映していないというふうに考えられ、法改正を訴えるための署名活動を始められたということを聞きました。

法務大臣は私たちと一種キャッチボールのようなことをしてくださったと思います。署名を出す都度、その都度、手土産を持たせてくださいました。最初の法務大臣、当時の保岡法務大臣は、敵罰化の方向で検討する、そして諸外国に調査団を派遣することを約束してくださいました。その後も調査が行われ、警察庁、法務省との合同の意見交換会も行われ、その席でも被害者遺族などの方が呼ばれました。被害者の声に法務省や警察庁などの国の機関が耳を傾けてくださっているんだなというふうに感じました。

異例の早さで今回の改正が実現したその背後に  
は、ただならぬ法務省や警察庁の方々の御努力が  
あつたと私たちも感じています。そのことに感謝  
しつつ、そして本当に被害者はもはや蚊帳の外に  
は置かれていないということを感じながら、ある  
て今回の法改正に当たつて幾つかの問題点、それ  
から今後に当たつての課題を指摘させていただけ  
たらと思います。

前、それから動物園や美術館に遊びに来た家族連れ、カップルなどをつかまえた上野公園前、夏祭りに向かう浜松駅前、東北の遺族とともに最後の街頭署名を行った盛岡での繁華街の中での街頭署名。その街頭署名を通じて私たちは、広く一般市民の人たちも、私たちもおかしいと思う、業務上過失致死傷罪というのだが、何人、人を死なせても、どんなに悪質でも最高で懲役五年にしか処せないというのは余りにも軽過ぎるんじゃないかな。私たちの大切な家族を守るためにも鈴木さん、井上さん、遺族の皆さん、頑張つてくださいという励ましの声をたくさんちょうだいいたしました。

集まつた署名は合計で三十七万四千三百三十九名、これを四回に分けて歴代三人の法務大臣に提出させていただきました。多くの遺族とともにそれぞれの大切な家族の遺影を胸に掲げて、それぞれの言葉で何年も何年も思っていたこと、訴えたかったことを、法務大臣にじきじきに訴えさせて

法務大臣は私たちと一種キヤツチボールのようなことをしてくださったと思います。署名を出す都度、その都度、手土産を持たせてくださいました。最初の法務大臣、当時の保岡法務大臣は、厳罰化の方向で検討するそして諸外国に調査団を派遣するということを約束してくださいました。その後も調査が行われ、警察庁、法務省との合同の意見交換会も行われ、その席でも被害者遺族などが呼ばれました。被害者の声に法務省や警察庁などの国の機関が耳を傾けてくださっているんだなというふうに感じました。

異例の早さで今回の改正が実現したその背後には、ただならぬ法務省や警察庁の方々の御努力があったと私たちも感じています。そのことに感謝しつつ、そして本当に被害者はもはや蚊帳の外には置かれていないということを感じながら、あえて今回の法改正に当たって幾つかの問題点、それから今後に当たっての課題を指摘させていただけたらと思います。

一番の問題は、悪質な交通事犯とあたかも対をなすかのように、軽微な業過に対する刑の免除規定が今回の法改正にセットで盛り込まれていることです。これは、私たちの署名活動で国民の皆様にお願いしてきたことには含まれていませんでした。そして、多くの遺族の誤解を残念ながら招いてしまったのですが、悪質な業過に対して、悪質でない、いわゆる単純な過失によって人を死亡させてしまつたような事故がこの規定に該当してしまうのではないかという大きな大きな不安を遺族の間で生んでしまつたことが非常に残念でなりません。

私たちちは、今回もこの法改正に当たっての審議を傍聴してまいりました、第二項がなぜ盛り込まれたかということを徐々に理解しつつありますが、その一つの理由としては、警察が単純、軽傷的な事故にかなりのマンパワーを割いているという実情に照らし合わせて、それを本来はもっと深刻な事故、重大な事故に振り分けたいと、そういう

ふうなことを理由として掲げられていたと思います。それが本当であれば、確かに死亡事故は日堅壁者がいなかつたり、被害者が亡くなつていて加害者だけの証言しか得られなかつたり困難な検査となりますが、そちらの方にどうかたくさんの捜査力をつけ込んでいただけたらと願つてやみません。

軽微な傷害というふうにこの第二項では言われていますが、私たちが疑問に思うのは、この軽微な傷害をどのように定義づけるかということです。夫・保孝の場合ですと、東名高速道路で車が炎上しましたので、背中、腹部にかけてやけどを負いました。すぐに入院を余儀なくされ、四度の手術を受け、医者にも、加療何ヶ月、いえ、予測はできませんが何カ月は必要でしょう。そして、リハビリは数年単位、年単位で必要でしようというふうに言わされました。

しかし、警察の方からは、二週間たたずして、診断書を見込みでも結構ですから出してくださいというふうに言われました。医者が、本当に見込みますというふうに断りながら書いたのは全治二ヵ月、結局、保孝は三ヵ月半最初の入院をしました。その後もさらに一ヵ月半再入院。やけどの治療というのは、結局完治するということはございません。一生入院、手術を繰り返しながらあくまで出できたらそれを徐々に治していく、リハビリは本当に一生続くような、そういう受けがとうになっています。

やけどののような重傷ながもそうですが、軽傷ながとと言われています、例えばむち打ち症のよくなものでも、最初は軽度だというふうに見られてしまつたとしましても、一生むち打ち症でやはり悩み続ける被害者の方もいらっしゃいます。そのようないろいろなケースがありながら、診断書をとにかく早く出してくださいと警察署から言われててしまうのが実情です。どのように後々事情が変わってきた場合に対処できるかということをざっくり検討していただければというふうに思つています。

それから、三つ目の疑問点としては、被害者に対する処罰感情を考慮してという言葉が書かれておりましたが、被害者の処罰感情、非常に複雑でございます。一回目に思ったこと、一週間後に思つたこと、かなり変わることもあります。しかし、被害者が加害者に対する処罰感情をどううふうに考えるか、どのように正確にとらえるかについては、どうしても加害者に対する、加害者についての真相を知らなければ、もつとはつきり具体的に言いますと、加害者がどのような前科があるのか、交通事犯に関しては交通関連の前科があるのかないのか、少なくともそのぐらいは明らかにされなければ加害者に対する正しい正確な処罰感情というものも出できません。

きょうも傍聴にいらっしゃっていますが、浜松町からいらしゃっています御遺族の方は、御子自身を前科十三犯の方に奪われました。その前科については何一つ言われることもなく、初公判で初めてその加害者がそれほどまでにたくさんの前科があつたということを知りました。それほど前の前科があつたというのであれば私の加害者に対する加害感情は全く異なるものであったというふうにおつしやつっていました。全くそのとおりだと思います。せめて、被害者やその遺族に対しては必要な情報開示をお願いしたいと思っております。

軽微な、軽傷な事故の場合の免除規定についても、それぐらいまでとしまして、悪質な方についてですが、今回の規定、非常に思い切った法改正を法務省の方も考えてくださつたと、私たちは正直申し上げまして拍手を送りたいと思つております。外国でも懲役十年まで、あるいはそれ以上のものが見られますのに、今回は懲役十五年まで認められる、そのような法改正になつたこと、こわばりによって検察あるいは裁判官の裁量の幅がぐんと広がつたというふうに感じております。

その中で、類型としてとらえられた中で、私が悪質ではないかと通常は思えるようなものが含まれてないといふふうに感じました。一つは、無免許、免許停止状態、免許取り消し

の状態であえて車のハンドルを握って事故を起こしてしまったこと。これに対して法務省の法制課長様からも事前に説明を受けましたが、免許を持つてないということ自体が危険運転に直結しないという理由をおつしやつておりました。確かに技術は、そういう無免許の方でも運転をする技術は有しているらっしゃるかもしれません、免許を停止させられている、取り消されているということは心の問題ではないかと思います。要するに、車のハンドルを握る資格がその時点ではない、車のハンドルを握ってはいけない、事故を起こしやすい性格の方、そのような方にそういう处罚が与えられているのではないでしようか。

うような表現になつております。簡単に言いますと、最初が飲酒、スピード違反、未熟な運転、そして次が信号無視などの危険な運転ということにならうかと思いますが、これでもつてはわゆる危険運転をすべてカバーできているのか、あるいは逆に、これでは危険運転と言えないものまでがここに入つてくるのではないかということが問題になろうかと思います。

外国の方に目を転じますと、イギリスでは一九九一年に道路交通法の改正で危険罪が設けられたわけですが、そこでは、危険というのは、運転が資格のある注意深い運転者として期待されるものからかけ離れていること、そして資格のある注意深い運転者にとって自己の運転が危険であることが明白なことというような定義がございます。また、飲酒運転につきましても、飲酒の上、不注意な運転によつてという限定がつけられております。

というふうに、日本の規定とイギリスの規定は違うわけですが、実際に挙げられているものを見ますと、無謀運転と危険運転というようなものが大体重なつてくるということで、私の個人的な意見としてはもう少し幅を持たせてもよかつたのかなどいう気がいたしますが、どうも御議論の過程ではやはり限定して余り広がり過ぎないようにしようという意図が明確にあつたようでした、また、これは初めてこういう犯罪が規定されるわけですので、スタートとしては謙抑的な形でいいのではないかと思つております。

そしてまた、先ほど申し上げたように、大体イギリスと日本でも同じような運転行為が処罰されるというふうになつておりますので、そういうところはいわゆる解釈で賄えるといけるのではないか、基本的に賛成というのはそういう意味でございます。

第二に、刑罰の問題がございます。

傷害の場合は十年以下の懲役と、刑法二百四条の傷害罪と同じなわけですが、二百四条の場合は三十万円以下の罰金もしくは科料を選択できるの

に対して、本条の場合にはそのような規定がないということが大きな違いです。

また、人を死亡させました場合は、我が国の有期の懲役刑の上限が十五年、この犯罪に対する刑罰が一年以上ということですから一年以上十五年

九年になつておりますので、そういう意味では刑法二百八条の二は下限が一年になつておりますと、二百八条の二は下限が一年になつておりますので、そういう意味では刑法二百五条の傷害致死罪よりも法定刑の幅は広いと

いたります。

いずれにしましても、かなり重い刑罰が規定されているわけです。

ここでもイギリスの例を出しますと、イギリス

でも、危険運転致死罪の刑期を無期刑に引き上げ

はどうかとか、あるいは十四年ぐらいにしては

どうかというような議論があつたわけですが、現

在のところは刑を引き上げるということは考えら

れていないようです。これは、ある調査研究で五

年以上の拘禁刑が科されている事例は非常に少な

いということが明らかになつたからです。

そういたしますと、我が国でも懲役刑の上限は

十五年でなくともよいのではないかということが

考へられるわけですが、このところは、大は小

さいたしますと、交通運輸の発覚を恐れて逃げ

られないかなどといふことがあります。

それと、それに関連して、交通犯罪に対しても全

く起きこされる、あるいは先ほど井上参考人が述べ

られましたように、飲酒運転の発覚を恐れて逃げ

るというようなタイプのものが多いわけです

ので、刑罰が重いからひき逃げがふえるということ

はそれほど多くはないだらうと思つております。

そうしますと、刑罰の犯罪抑止効果は今度は逆

にないのではないかという疑問も出てくるわけ

で、刑罰が重いからひき逃げがふえるということ

はそれほど多くはないだらうと思つております。

つまり、今回の改正は極めて悪質な交通犯罪者

に対する刑罰が軽過ぎるということを根拠にして

いるものですので、運用の実際を見てみないとわ

かるわけですが、これについては次のように考えて

おります。

イギリスの例を見てみましても、今回の刑法の二百八条の二によつて処罰されて、しかも五年を超える懲役刑を科される例はそれほど多くならないのではないかと。もちろん、そうは申しまして、もとに戻つて十年以下の懲役ということになります。刑法二百五条の傷害致死罪に対する刑罰が二年以上の有期懲役となつていて、その年にかかる割合というのはそれほど高くならないという可能性もあるのですが、それが交通犯罪全体に占める割合というのはそれほど少くならないという可能性もあるわけですが、それが交通犯罪全体に占める割合というのはそれほど高くなれないだらうというふうに思つております。つまり、先ほど申し上げたように溝を埋めるということになります。

さて、そこで、裁判所の方としてはオプションがあり、選択肢がふえるというふうに考えていただきたいたいということです。つまり、先ほど申し上げたように溝を埋めるということになりますので、裁判所の方としてはオプションがどうかというふうに思つております。

となると、こういうような規定は必要ないのでないかなどということになるわけですが、もちろんそうではありません。現在の法規定は、業務上過失致死罪の上は殺人罪ですから、その間にかなりのギャップ、溝があるわけです。今回の改正は、その溝を埋めるということに尽くるんだろうと思つております。

また、ひき逃げの増加につきましても、この場合も恐らくそれほど増加することはないだらう

と。大抵のひき逃げは、パニック状態になつて引

き起こされる、あるいは先ほど井上参考人が述べ

られましたように、飲酒運転の発覚を恐れて逃げ

るというようなタイプのものが多いわけです

ので、刑罰が重いからひき逃げがふえるということ

はそれほど多くはないだらうと思つております。

そうしますと、刑罰の犯罪抑止効果は今度は逆

にないのではないかという疑問も出てくるわけ

で、刑罰が重いからひき逃げがふえるということ

はそれほど多くはないだらうと思つております。

最初は、矯正処遇の問題です。

我が国では、四十年前から交通犯罪者に対しても、いわゆる集禁処遇、交通刑務所での処遇といふことを実施しています。これは世界に例を見ないもので、それ相応の効果も上がつてゐるわけですが、最近は対象者も減少しております。ただし、集禁処遇の問題も指摘されております。ただ、集禁処遇につきましては交通犯罪者全員が集禁処遇を受けているわけではありません。一定の条件がついておりますので、今回のように危険運転罪で長期間の懲役刑を受けるという受刑者が交通刑務所に行くかどうかというのははつきりいたしませんけれども、そうではないわけでした、ここは、ドライバー全体に対しても危険運転は重罰を科される悪質な犯罪であるというメッセージが送られるわけですから、いわゆる刑の一般予防効果は期待できるんだらう、つまり危険運転全体としては減少するだらうと思つています。

第三に、二百十一条の二項につきましては、最初に申し上げましたように、刑事政策の一極分化

に従うもので、これも基本的に賛成でございま

す。

いずれにしましても、五年を超えるような長期

刑の受刑者にどのような矯正処遇を施すのかといふことが重要な課題にならうかと思います。

ここでもまたイギリスの例で恐縮ですが、最近の研究ですと、そういう交通犯罪者の長期の受刑

者と一般の犯罪者の間にはそれほど差はないで

はないか、だから特に別に処遇する必要はないの

ではないかというような研究も出ておりますし、

免除することができるとされていますので、これ

が科されているわけではないという現状を見まし

たら、交通犯罪についてだけ刑罰が極端に重くな

るということは考えられないだらうと私は個人的

また、我が国の交通刑務所のモデルとなつたベルギーですが、これも四十年ぐらい前にそういうことをしていたわけですが、そこはもつと早い段階で、結局のところ悪質な交通犯罪者は一般の犯罪者と変わることろがないということを理由に廃止をしているということで、交通犯罪者の集団処遇の対象者の調査研究というものは結構行われてゐるんですが、悪質な交通犯罪者全体についての調査研究というのはそれほど行われていないわけとして、今後、やはり悪質な交通犯罪者がどのよう性格であるのかとか、どのような環境で育つたのかというようなことを十分研究する必要があるだろうと思つております。

も、そのときに学生は、やはり被害者の方の生声を聞いて交通事故の恐ろしさがよくわかつたというふうに言うわけでして、やはり教育の重要性というのはそこからもうかがえることだらうと田代ございます。

最後の大きな課題ですが、交通システムの問題でござります。

の弁護士ということになりますが、担当している職務、事件としましては、他の弁護士の皆さん方と比べますと刑事案件を比較的多くやつてきたということが言えるかと思います。しかしながら、弁護士だけに、交通事故に関しては加害者側も被害者側も代理し、または弁護しているのが被害の実態であります。近時、とりわけ死亡事故の被害者側代理人を受任する機会が多くなったことは事実であります。

ることが指摘されて、いることなどによって十分な理由があるよう思われます。したがつて、酩酊するなどの危険な運転行為の結果、多数の人命を奪つたり重篤な傷害を負わせるなどの事案に対して、行為の違法性に対する評価が厳しくなり、世論が強い処罰感情を持つことはよく理解できます。これを単に不注意な運転行為の結果、傷害または死亡結果を生じさせた業務上の過失としてとらえることは当を得ないと考えられます。このような危険運転行為により重大な被害を生じた場合は重く罰しようとする動機はよく理解できるところであります。本罪の新設には

これは犯罪の予防として、犯罪を犯した者に厳しい刑罰を科すというのは応報ですが、当然ですが、受刑者が犯罪を繰り返さないように教育するというのも刑罰の重要な役割でございます。

○委員長(高野博師君) 参考人、時間ですのでおまとめください。

○参考人(川本哲郎君) はい。

問題があるのではないかということです。さらには、刑務所に入つても十分な教育を受けられないというは深刻なことであろうと。

それで、まとめですが、先ほど申し上げたように、今回の刑法改正というのは溝を埋めるもので、基本的には賛成です。しかし、刑罰を重くするからといって問題はすべて解決するわけではなかつた。今回の改正を契機として、ぜひ交通問題を視野に入れた犯罪者対策をお願いしたいということでござります。

やつてほしいというのが率直な感想であります。これは、被害者側からだけではなく、加害者側からも言えることだというふうに考えております。本日は、弁護士として被害者側の代理をすることも当然あり、したがって被害者側に対する配慮心を念頭に置きながら、できる範囲で加害者の刑事事件弁護の立場から今回の刑法改正案をどのように見るのかについて意見を述べたいというふうに思います。

お手元にあります、「意見要旨」とありますけれども、これは羊頭狗肉、名ばかりであります。目次であります。申しわけございません。

次の「危険運転致死傷罪新設の背景と立法事

報復願望に流れないためにどうするのかと。危険運転致死傷罪の新設がこのような悪質・危険運転行為による死傷事故を実効的に防ぐこと、すなわち危険運転行為を抑止し、あるいは抑止効果を持つということではなくてはならないと考えます。言うまでもありませんが、刑罰が抑止効果、予防効果を持つためには、その定められた犯罪が規範として明確に定められていくなくてはなりません。したがって、規範を命じられる行為者、この場合は加害者になるかと思いますが、にとつて犯罪構成要件が当然に明確なものでなくてはなりません。

私の京都学園大学では、総合講座というのを「交通問題を考える」というのを三年前からやっているんですけども、そこでは本学の教員が私のように犯罪学の立場から交通犯罪を解説する

○委員長(高野博師君) ありがとうございます。  
以上です。

私の京都学園大学では、総合講座というのでは「交通問題を考える」というのを三年前からやっているんですけども、そこでは本学の教員が私のように犯罪学の立場から交通犯罪を解説するとか民法の立場からとか、そういうもの以外に、自動車教習所の先生から保険会社の方から、さらには警察の方、保護観察官の方とか、いろんな方が来ていただいて話を聞いていただいているんですねが、その中で一番大きなインパクトがありますのは子たちを亡くされたお母さんのお話です。これではほとんどほかの大学ではやつてないと思いますが、静まり返ります。お母さん、非常につらい気持ちをこらえて話していただくわけですから

○委員長(高野博師君) ありがとうございます。  
参考人(笠井治君) 弁護士の笠井でございます。  
次に、笠井参考人にお願いいたします。笠井参考人。  
○参考人(笠井治君) 弁護士歴二十七年になろうとしておりますが、このような委員会において意図して陳述の機会を与えられたことを大変光栄に思つております。  
私は、弁護士だけをやっておりまして、きつすいた。

次の「危険運転致死傷罪新設の背景と立法事実」でございますが、これはさきのお二人の参考意見とともに同じ意見でございまして、直接には、東名高速で起きました二児の焼死事件を契機としまして悪質・危険運転行為の重罰化を求める声が高まつてまいりました。

高速道路で取り締まりがないために、長距離トラックの運転手が飲酒をしているのは常態である、これが重大な結果を招いているというマスコミ報道もございます。これには、平成元年からの統計資料を見ましても、死亡・重傷事故が激増、倍増と言つてもいいかと思いますが、していることや、その原因として悪質・危険な運転行為のある

また、刑の免除規定につきましても、軽微事案の刑を情状により免除することは検査にめり張りをつけ、重点を重大事案に注がせるという意味で、本改正の二点目であります。が、賛成であります。ただし、この点につきましては、現状を前提にいたしますと、民事賠償の立証責任、立証行為をどうするのかということとかかわりがあるかと思つております。

さて、悪質・危険運転行為による死傷事故あるいは交通事故の防止、抑止ということを考えてみると、先ほどの川本先生の陳述にもございまして、たけれども、車は今日の社会にとって必需品であり、交通事故をゼロにすることはできないわけで

○委員長(高野博師君) ありがとうございます。参考人、笠井参考人にお願いいたします。笠井参考人(笠井治君) 弁護士の笠井です。

人の意見とまことに同じ意見でございまして、直  
接には、東名高速で起きました二児の焼死事件を  
契機としまして悪質・危険運転行為の重罰化を求  
める声が高まつてまいりました。

をつけ、重点を重大事案に注がせるという意味で、本改正の二点目であります。賛成であります。ただし、この点につきましては、現状を前提にいたしますと、民事賠償の立証責任、立証行為をどうするのかということとかかわりがあるかと思ております。

る、これが重大な結果を招いているというマスコミ報道もございます。これには、平成元年からの統計資料を見ましても、死亡・重傷事故が激増、倍増と言つてもいいかと思いますが、していることや、その原因として悪質・危険な運転行為のある

さて、悪質・危険運転行為による死傷事故あるいは交通事故の防止、抑止ということを考えてみますと、先ほどの川本先生の陳述にもございましてけれども、車は今日の社会にとって必需品であり、交通事故をゼロにすることはできないわけで

事罰は万能薬ではありません。これのみで対応しきれると考へることは、基本的には誤りであります。道路交通事故行政、交通政策はもとよりのことで、車の性能の向上などなどの問題が複雑に絡まり合つて総合的な政策が要求されているということがだと思います。

育、それから免許取得の段階での教習所における訓練、それから免許取得後の訓練ということも当然に考えられなければなりませんし、その他の効果的な政策としては、危険運転行為者について免許取得の欠格期間を延長するなどということも考慮され得ると思います。

本法案の危険運転致死傷罪 一二百八条の二に  
きまして述べます。

構成要件がここで明確であるかとということであります。これは一方で、取り締まりまたは捜査に当たる警察の問題でもあるし、加害行為者の問題でもある、あるいは弁護の問題でもあるということであります。警察的な立場になりますと、運用しやすい構成要件になつてゐるかどうかと、いうことが問題でありましよう。否認した者が許され、自白した者だけが処罰されると、あるいは弁護的立場で言いますと、捜査において強引に自白の獲得が行われるということでは困る。そういう構造になつていて、かなつていいのかと、いうことであります。

二百八条の二によりますと、さまざまに記述されている要件がございます。それら要件によつて構成される行為の外延が客観的に明確かどうかといふ問題についていえば、記述の仕方としまして

は、主観的要件と見えるものが二百八条の二の二項の「人又は車の通行を妨害する目的」、ここに主観的要件があります。それから、二項の後段になりますようか、「赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視」と主観的な態度で出てきておりまします。それ以外につきましては、その記述といつしましては、できるだけ客観的記述に努めようとしているというふうに私には思えます。

例えば、「正常な運転が困難な状態」、これは一項であります。とは道路及び交通の状況、運転車両の性能などに応じた運転操作を行うことが現実に困難である状態と説明されております。この客観的状態については酩酊運転、暴走運転、あおり、赤信号無視は外部から目撃者がいる場合は目撃できる。そういう意味で、正常な運転が困難な状態かどうかはかなりの程度第三者的に、かつ客観的に確定できるというふうに考えられます。もつとも、目撃者がいないという場合で死亡事故という場合には困った問題が起るかもしませんが、現場に残されたさまざまな客観的証拠の積み重ねによってある程度の推認は可能になるであらうと思います。

さきに述べました「正常な運転が困難な状態」について、目撃者がいることによつてその状態を明らかにし、これをもつて行為者の認識も推認されるということができるであります。が、故意行為でありますから、行為者にとってその認識が必要であります。行為者が正常な運転が自分が困かうかということを認識するということが故に、ということになります。その点でいいますと、も多い類型であると考えられますアルコールの影響によつて正常な運転が困難な状態で運転するいう場合、酔っぱらつてゐるほど正常な運転が難であることについての認識を欠く可能性があります。そうすると、その認識の立証はどうなるか、あるいははどうするのかということが起きます。これは今後の運用に任せられていくであります。うと思いますが、實際、ぐでんぐでんに酔っぱらつてしまつてのことからするならば、その形的な走行状態を見ればその本人自身も当然認識があるというふうに通常は考えられるところでありますから、その辺のところの心配というのではありませんが、ほど大きいかもしれません。

「怨」をす  
必行す  
意最影困りのきろはば外  
識あそ  
「こんな回避可能性を含まないということで確立していくべきみたい、かつ立案当局の御説明もそうであつたと思いますので、そのような解釈を期待していきたいというふうに思つております。  
しかしながら、この「進行を制御することが困難な」という部分に関しましては、道路状況や車両の性能に応じて進行制御が困難となるような速度というふうにも説明されておりまして、そういたしますと、道路状況や車両の性能との相対的な関係において制御が可能かどうかという、そういう問題が起きます。これは、各事案それぞれによって、高速道路を通る場合と、例えば三十キロ指定の住宅街を通るという場合それぞれに違うわけですし、道路の狭隘さもまた違うわけです  
し、車両の性能もまた違うという状況の中で、一定程度の相対化、規範化ということはやむを得ないところであろうと思いますので、この点につきましても運用と判例の集積の問題でもあるうかと考えております。  
二百八条の二につきましては、先ほど述べましたとおり、法定刑に罰金刑、これは負傷の場合でですね、ないわけです。極めて軽い一週間程度の傷害についてもこれは罰金ではない、懲役である、

ざいましたが、重罰化によつて逃げてしまつた方  
が得という現象が起きるかどうかという問題であります。しかし、先ほどの御指摘にもありました  
とおり、一般的な予防効果というのはやはりこの  
規定の新設によつてあるだろうということが考  
えられます。これはあくまでそれぞれの立場における  
想像、推測ということになりましょう。しかしながら、私としてはこの新設によつて一般予防効  
果は当然あるだろうというふうに考えますし、そ  
の意味から危険運転行為が減少していくだろ  
うと、いうふうに思つております。

度に明確、客観化されているというふうに言えると思いますが、その行為の範囲、外延自体だけではなく、問題はそれが故意行為の認識対象であるということになります。

さきに述べました「正常な運転が困難な状態について、目撃者がいることによってその状態明らかにし、これをもって行為者の認識も推認されるということができるであります」と、故意でありますから、行為者にとってその認識が要であります。行為者が正常な運転が自分が困らかうかということを認識するということが故意でありますから、行為者にとってその認識が影響によって正常な運転が困難な状態で運転するという場合、酔っぱらっているほど正常な運転が難であることについての認識を欠く可能性があります。そうすると、その認識の立証はどうなるか、あるいははどうするのかということが起きます。これは今後の運用に任せられていくであります。だと思いますが、実際、ぐでんぐでんに酔っぱらって走行状態を見ればその本人自身も当然認形的な走行状態があるというふうに通常は考えられるところです。これは今後のことからするならば、そのアクセルとブレーキがわからないほどに酔っぱらってしまうということからするならば、その程度に、ハンドルが握れないほどに、あるいはありますから、その辺のところの心配というのではありませんか。主観的な認識の問題とは異なりますが、まだ大きくないのかもしれません。

のではないかという批判もありますが、これに対する対応できるものだというふうに考えます。

本罪は、基本行為を傷害行為あるいは暴行行為に等しい危険性を持つた行為として絞り、抽出したものとのと考えれば矛盾はないよう思えます。その意味では、各類型はございますが、各類型の本罪に当たる基本行為の危険性は、同様な程度にまで達しているものだけが処罰されるということでは運用されなくてはならないということになります。

なお、その基本行為に関しては正確に、その要件は異なりますけれども、道交法に例えれば飲酒運転に関しては三年以下、改正後でございますけれども、三年以下、麻薬等の影響による運転に関しては三年以下、無免許は一年以下、共同危険行為二年以下、信号無視三月以下と、こういうふうに必要ではないかというふうに考えます。

最後に、刑の免除について、二百十一条の二項でありますけれども……

○委員長(高野博師君) そろそろ時間ですのでまとめください。

○参考人(笠井治君) はい、わかりました。

ひき逃げ等の重大悪質事案でござんな検査が行われることになるかという点でありますけれども、この点に関しましては、昭和五十年の特例書式、検査のやり方ですね、それから六十二年の検察庁の処理方針の見直し、平成四年に至りましては簡約特例書式、それからその改正は平成十年、三週間以内の傷害ということにまで広がってきましたけれども、それ以外、それらのものにつきましては簡略な書式でもつて検査が遂げられるということでありました。

しかし、それでもなお交通事故検査に大変な労

力を必要とされています。一律に軽微事案について簡略化するのは確かに問題であつて、その意味で訴追裁量あるいは刑の免除に相当するといふものが民事損害賠償に投影された場合に、損害賠償請求というのに我々が着手するというのは非常に時間がかかるところであります。これは、捜査がおくれているということにも一因があるのでないかというふうに考えております。

非犯罪化するということも当然に考えられるわけでありますけれども、先ほど言いましたとおり、民事賠償を考慮いたしますとやはり交通事故に適切な検査または調査が必要なことは言うまでもないというふうに考えます。

最後であります、この二百十一条二項の冒頭に「自動車を運転して」とありますけれども、今般の改正案は自動車を運転した場合にのみ刑の免除の特例ということがうたわれておるわけとしての二百八条の二に投影された場合にはどうなるかということについて、かなり抽出されたものが必要ではないかというふうに考えます。

○委員長(高野博師君)

そろそろ時間ですのでお終いです。

○参考人(笠井治君) はい、わかりました。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐々木知子君 自民党の佐々木知子でございま

す。

きょうは、三人の参考の方々、本当に貴重な意見をありがとうございました。

私は、三年前に国会議員になる前は十五年間検

事をやつていました。その関係で本当に悲惨な、

これが過失で扱われるはずがないというよう

な重大な交通事故犯を何件も扱いましたので、特に

井上参考人の言われていることはよくわかるつも

りでございます。本当に痛ましい事故で、何とお悔やみ申し上げていいのか、言葉もございません。井上参考人に三点お伺いしたいんですが、最初に言つてしましますとお答えしにくいと思いますので、一つずつお伺いいたします。

被害者として加害者の謝罪の言葉をいつどのよう形で受けられたのか、決してもちろん満足はしておられないと思いますけれども、それについて御意見をお伺い願えますか。

○参考人(井上郁美君) 私たちの加害者は非常に謝罪がおくれまして、法廷が始まってからたしか三回目ぐらいの公判でもまだ謝罪の手紙一通ずらこちらの方には送られてこないという状況でした。待たされて待たされてやっと来た謝罪は余り心のこもったものとは言えなかつたんですが、一つ気になつたのは、気が狂つたような行為を犯してしまつて済みませんと。あたかもその日一日だけ気が狂つっていたかのような、そういう記述があつたことが非常に気になりました。

私たちの加害者は、もう十数年にわたつて飲酒運転を繰り返していたという常習的なところこそが気が狂つていたのではないとか、私たちは思うんです、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ者(以下「参考人」)はい、わかりました。その点の問題があることを指摘して、終わらせていただきます。

○委員長(高野博師君) ありがとうございます。

参考人(以下「参考人」) はい、わかりました。

確かにあります。一般的に傷害が……、「済みません、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ者(以下「参考人」)はい、わかりました。その点の問題があることを指摘して、終わらせていただきます。

○委員長(高野博師君) ありがとうございます。

参考人(以下「参考人」) はい、わかりました。

確かにあります。一般的に傷害が……、「済みませ

ん、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ

者(以下「参考人」)はい、わかりました。その点の問題があることを指摘して、終わらせていただきま

す。

参考人(以下「参考人」) はい、わかりました。

確かにあります。一般的に傷害が……、「済みませ

ん、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ者(以下「参考人」)はい、わかりました。その点の問題があることを指摘して、終わらせていただきま

す。

参考人(以下「参考人」) はい、わかりました。

確かにあります。一般的に傷害が……、「済みませ

ん、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ

者(以下「参考人」)はい、わかりました。その点の問題があることを指摘して、終わらせていただきま

す。

参考人(以下「参考人」) はい、わかりました。

確かにあります。一般的に傷害が……、「済みませ

ん、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ者(以下「参考人」)はい、わかりました。その点の問題があることを指摘して、終わらせていただきま

す。

参考人(以下「参考人」) はい、わかりました。

確かにあります。一般的に傷害が……、「済みませ

ん、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ

者(以下「参考人」)はい、わかりました。その点の問題があることを指摘して、終わらせていただきま

す。

参考人(以下「参考人」) はい、わかりました。

確かにあります。一般的に傷害が……、「済みませ

ん、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ者(以下「参考人」)はい、わかりました。その点の問題があることを指摘して、終わらせていただきま

す。

参考人(以下「参考人」) はい、わかりました。

確かにあります。一般的に傷害が……、「済みませ

ん、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ

者(以下「参考人」)はい、わかりました。その点の問題があることを指摘して、終わらせていただきま

す。

参考人(以下「参考人」) はい、わかりました。

確かにあります。一般的に傷害が……、「済みませ

ん、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ者(以下「参考人」)はい、わかりました。その点の問題があることを指摘して、終わらせていただきま

す。

参考人(以下「参考人」) はい、わかりました。

確かにあります。一般的に傷害が……、「済みませ

ん、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ

者(以下「参考人」)はい、わかりました。その点の問題があることを指摘して、終わらせていただきま

す。

参考人(以下「参考人」) はい、わかりました。

確かにあります。一般的に傷害が……、「済みませ

ん、ルールを守つていただけませんか」と呼ぶ



転をしていてもこれはやっぱり行為の認定はなかなかできない。そうなれば、それに限りなく近いものについて別の犯罪類型を設けて対処するというは一つの方法なのかなというふうに考えております。

○参考人(笠井治君) 私も、交通事故に関しまして、これを業務上過失というふうにとらえること自体の構成の問題があるうかと思ひますけれども、それはともかくといたしまして、本罪のように、基本行為そのものの处罚はありませんけれども、故意行為としてとらえてそういう行為をやつちやいかぬのだというところに主眼を置いた規定を設けることの方にやはり犯罪抑止という意味で、危険行為の抑止という意味で意義があるのでないかというふうに考えています。

○江田五月君 そうしますと、次の問題なんですが、故意行為と危険運転というものを一定の、これ

で簡単に危険運転は罰するとやつたんじゃちょっとどこまで広がるかわからないんで、そこで具体的にアルコールの影響とかスピードの関係とか信号の関係とかいろいろとらえて類型化して、こんな

むちやな、しかもそれを殊さらやつてはいるということは、それ自体がもう社会的には許されない行為ですよと。そして、その結果、死傷が起きた場合といふので、その死傷の死は重大ですが、傷害の方は、その傷害の程度がどうであれ、傷害の結果が起きれば、そこに過失がなくとも、傷害、死傷の結果が起きるということには過失を問わずには、故意行為だけをとらえて、結果が起きればそれで处罚するという規定にしたんですけれども。

そうすると、初めの、今的基本行為と故意の行為、危険運転、そのことだけをとらえて、そのこと自体でも处罚をすると、そういうふうにしておけば、例えば井上さんのケースで、料金所

ですかね、そこでもいろいろあつたようですよね。その段階でもうこれは犯罪だというので、飲酒運転でも捕らえることはできただんですが、しか

しれにしても、ぶつと吹くとかいうのは何もなかつたでしようから。だけど、あのような状況の

はいかないというふうに感じています。

結果が生じることが極めて高い蓋然性で予測されるようなものは未然に防止するというのも重要なことなので、危険運転罪というものをつくっては

どうかという気もするんですが、これはちょっと専門的な話にもなりますけれども、もし井上参考人、お考

えがあればお聞かせください。

○参考人(井上郁美君) 確かに、料金所の問題は私たちの加害者は料金所で職員に呼びとめられ、あなたは足元がふらついているんじゃないですかといふうに言われたのにもかかわらず、

大丈夫です、風邪を引いただけです、薬を飲んだから大丈夫ですといふうに振り切つて、そのまままたハンドルを握り締めて事故を起こしたといふ

う、そういうかなり故意に近いことをしているわけです。

私たちの目から見ると、問題はどこにあるかと

いふうと、結局、公団の職員は警察とは違つて、どれほど限りなくクロに近いというふうに思つても自分たちにはその人を逮捕する権限もな

ります。

○江田五月君 これはきょうの午後もまだ質疑があ

るし、十分確かめておきたいと思いますが、例

えば示談ができる、示談ができるとなお被害者

の皆さんにこれは处罚をしてほしいと、自分は示

じや、遺族が余り感情的になることも必要ないの

ではないかというふうになつていくと思つております。

○江田五月君 これはきょうの午後もまだ質疑があ

ります。

○参考人(笠井治君) 危険運転行為について、そ

の行為自体をとらえて重くするということになり

ますと、やはり問題としては捜査上の問題でそれ

をとらえることができるのかどうなのかという、

そこら辺の外延の難しさがあるのではないかとい

うふうに考えられます。

○江田五月君 結果的加重犯の構成ですから、だ

から、例えば共犯の問題などどういうふうに整理

をするかとか、いろいろ刑法上、なかなか服は着

ても何か身にびつたりつかないというような感じ

がどうもするので、そんなことを言つてみたわけ

です。

○江田五月君 違います。

○参考人(笠井治君) 危険運転行為について、そ

の行為自体をとらえて重くするということになり

ますと、やはり問題としては捜査上の問題でそれ

をとらえることができるのかどうなのかという、

そこら辺の外延の難しさがあるのではないかとい

うふうに考えられます。

○江田五月君 結果的加重犯の構成ですから、だ

から、例えば共犯の問題などどういうふうに整理

をするかとか、いろいろ刑法上、なかなか服は着

ても何か身にびつたりつかないというような感じ

がどうもするので、そんなことを言つてみたわけ

です。

○江田五月君 公明党の日笠勝之でございます。

きょうは、三人の参考人の方々には貴重な意見

はないかなというふうに感じています。

○参考人(川本哲郎君) 十分考えられるとは思う

のですが、ただ危険運転自体となりますと数が多

中でも、井上参考人におかれましては、ちょうど二年前ですね、ちょうど二年前の痛ましい事故、幼い子供さんを失われたということにつきましては、本当に勇を奮つて参考人として意見陳述をいたしました。重ねて御礼を申し上げたいと思います。

さて、井上参考人の事故の裁判所の判決の中に、被告にのみ他と比較して重い刑罰をもつて臨むとすれば、その処罰が公平性を損なうおそれがあるということで五年の求刑で八掛けの四年といふふになつたと今報道されておるわけでございまます。この判決について、今現在どういうふうにお考えなのか。

と申しますのは、俗に言う報道被害、名誉毀損などで五十万とか三十万ぐらいが名誉毀損の損害賠償の金額でございましたが、近年はいわゆる人権というこの問題で相当この名誉毀損における損害賠償金が上がつておりますね。百万が五百万、今一千万と言われております。そういうことから見れば、もう少しこの裁判所の判決も、五年掛けの八掛けの四年というのではなくて、もう少し踏み込んだらいたかつたなというふうな御感想をお持ちなかどうか、お聞かせ願えればと思います。

○参考人(井上郁美君) 事故に遭つてから、いわ

ゆる悪質な交通事故の量刑の相場でさえ、懲役三年でも極めて重い方だと。この場合は、私たちの場合は、死亡者が二人出ましたので、四年でも精いっぱいやつたんじゃないかというような言葉も弁護士の先生方からいただきました。

そうしますと、結局、この日本でこの時代に事

故に遭つてしまつたのがそもそも不運だったのか

などというような、そういう議論になつてきてしま

うではないかと。外国では、同じような事故を

プロの運転手が、このような悪質な態様の事故を起こして、人を二人、幼い子供を二人死なせた場合には、懲役三十年、四十年、さらにしておりま

す。それがなぜ懲役五年、懲役四年という、その

ような低いレベルで争わないといけないのか。懲役五年の求刑、目いっぱいの判決でさえ、全然私たちは不満であるのに、なぜそのようないい加害者に対してまで情状酌量を認めて一年も減らさないといけないのかと。

それはいまだに非常に残念でなりませんし、これが今後五年後、十年後には、ああ悪質な交通事故の量刑の相場はそんなに低かったのかと驚かれた。さ

るような状態になつていればというふうに思つて

います。

○日笠勝之君 一方、御主人は大変なやけど、火

傷、一生涯リハビリもとおっしゃつておられました。

今回の法改正でいきますと、もちろん危険運転によつて人を負傷させた場合は十年以下の懲役と

いうことになつておるわけです。これは重くなつたというふうに言う方もいらっしゃいますが、し

かしながら負傷の程度ですよね。骨折程度で一カ

月、二カ月ぐらいで治るものもあれば、そうでは

なくして、今、全国に四カ所、療護センターとい

うのがありますし、交通事故によつて収容されてしま

たというふうに言う方がいらっしゃるというこ

とで意見陳述が直前になつて却下されました。いかに、

重度後遺障害者と死亡者の間が紙一重であるのに

せんでしたが、私の知り合いで、遺族の方で、広島で

がいらっしゃいました。重度な後遺障害者の御王

が持たれた方でしたが、結局、遺族ではない、

まだ被害者は生きていらっしゃるということで意

見陳述が直前になつて却下されました。いかに、

重度後遺障害者と死亡者の間が紙一重であるのに

もかかわらず、その差が非常に大きいかとい

ういうふうな極端な動きといふのはやはり避けざる

運転をどんどん処罰していくんだとか、あるいは

非常に悪質なものはもっと重い刑罰を科すんだと

いうふうな極端な動きといふのはやはり避けざる

運転をとにかく受け取つておられます。そうしたら、二輪

車についても、まず、ここで入れるのではなくて、今後の動向をにらんで考えていくといふのが

妥当なのかなと私は思つております。

○日笠勝之君 次にお伺いしたいのは、危険運転

というものが四類型に今回定義をされております

ね。しかし、本当にこの四類型だけが危険運転で

重罰化の対象になるのかなという、若干私も疑念

を持つております。今後の推移を見ながらとい

うことになるんでしょうが、できれば、例えば、先

ほど井上参考人もおっしゃつておられましたが、

無免許とか免許停止とかひき逃げもといふよう

お話もございましたが、それ以外にも例えば不正

改造車、それから過積載などで、これはもうカーブ

が曲がり切れずそういう事故を起こして死傷

に至らすとか、雪道だろうと坂道だろうと過積載

ならそういうことは当然想定されます。プロのドライバーですからね。しかし、そういうものも

入つていないので、それから逆走といふです

ね、一方通行とか高速道路を逆走していくような

のも入つておりますね。

そういう意味では、四類型、とりあえずスター

トだからまあこの辺など、それから少しすつ

せばいいということだと思いますけれども、井上

参考人、どうでしようか、四類型以外にでも私が

申し上げたようなものも当然入るべきだろうと、

そういう意味では、二輪車を除いたといふことに

ついてはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(川本哲郎君) 確かに、それは二輪車に

よるものでもかなり悪質な事故があるといふこと

は予想されるわけですけれども、数の上ではそれ

ほど多くはないということ、先ほど申し上げた

ように、我が国の場合、非常に危険運転に対する

刑罰は軽かつたと思います。

今回引き上げられたわけですが、これを

極端な厳罰化といふうにして、少しでも危険な

運転をどんどん処罰していくんだとか、あるいは

非常に悪質なものはもっと重い刑罰を科すんだと

いうふうな極端な動きといふのはやはり避けざる

運転をとにかく受け取つておられます。

そうしたら、二輪

車についても、まず、ここで入れるのではなくて、今

の動向をにらんで考えていくといふのが

妥当なのかなと私は思つております。

○日笠勝之君 次に、川本参考人にお伺いしたい

のですが、今回、オートバイ等の二輪車は除外を

されていますね。ところが、二輪車でも

ハーレーダビッドソンのような相当大きな車もあ

りますし、サイドカーをつければこれはもう普通

の四輪車と言つてもいいかもしれませんね。

こう思われますか。あわせて、笠井参考人にも同じ質問をお答え願いたいと思います。

○参考人(井上郁美君)

私が自分自身の事故を通して思いましたのは、職業運転手が私たち普通乗用車の免許証とは違う免許証を持つて、車を運転することを自分の生活のためにやっているのであれば、当然プロとしての認識は全く別格のもの、もう格段に上じやないといけないというふうに思つたんです。

そういう意味では、過積載など、職業運転手が犯してはならない違反、そういうふうな違反に対してはより厳しく罰していただけないかというふうに思つています。

○参考人(笠井治君)

おっしゃるところがあるかと思います。

ただ、過積載につきましては、この資料にもござりますけれども、場合によってその進行を制御することが困難な高速度で進行するということもあり得ようかと。つまり、これに当たる場合もあり得るだろうと。それから、逆走の場合も、二項の「人又は車の通行を妨害する目的で」云々と

いう条項に当たる場合もあり得ようと。それから、不正改造車につきましては、さまざま改造成行行為がありまして、不正といふところにキーワードがあるのかもしれませんけれども、改造一般を

視野に入れた場合にいきなりこれを入していくのかと。まず、ファーストステップという趣旨で今回の改正ではないかと考えております。

○日笠勝之君

最後にお伺いをしたいと思います。川本参考人に最後のお尋ねでございますが、飲酒運転という飲酒運転だけですよ、事故を起こさない、ただ飲酒運転で交通取り締まりなんかで捕まりますね。先日も秋田の方で罰金五万円、一ヶ月の免停という道交法違反でそういうふうになつたわけですが、ある公務員の方ですね。ところが、免職になつたんですよ、免職。

それは、秋田県においては懲戒規定の中に、飲酒運転は戒告、減給、停職に免職を入れたんですね、免職を。だから、事故を起こさないで飲酒運

転しただけで免職なんです。これが今、秋田県の全市町村の半分ぐらいがそういう規定を入れたと

いうことで、飲酒運転の検挙率が秋田県では二・下がつたんですね。

高知県でもやっていますね、御存じのところ方なんかは二千五百万円の退職金をもらう寸前で免職になつたということです。

私は、これは国家公務員も、特に国家公務員こ

そまさに、同じところに住んでいて国家公務員はし、ぜひこれは国家公務員の懲戒規定、人事院で訓戒、戒告と減給、地方公務員は免職まで行つちやう。同じ地域に住んでいる公務員でも地方公務員と国家公務員で違うということもあります

これ予防の一つのことにもなるかと思いますし、ござりますけれども、飲酒運転に対する懲戒の標準に免職まで入れるというふうなことも、まさに

いかがかだと思いますが、お二人に最後に、簡単に結構でございます、井上さんと川本さんにお聞き

したいと思います。

○参考人(井上郁美君)

私たちも千葉県知事になられました堂本暁子さんとこのたびの県議会で、やはり千葉県でもそのような免職規定を入れられたいかというふうに、秋田県でも現に行われていいふうなことを交通安全条例としてまず入れて

ますというふうに、私たちもそういう新聞記事を拝見しまして、堂本知事様も非常に意欲的に交通問題に取り組まれていらっしゃいますので、そういうふうなことを交通安全条例としてまず入れて

いこうと。

やはり、いきなり国家公務員にまで上げるのはやや難しいのか、対象者が多いのか、ちょっと私は詳しいことはわかりませんが、ます意欲的なことからそういうことをどんどんやつていただけて、それが効果的に効果を上げるやうであれば他の市町村や県も追随していくのであります。

○参考人(川本哲郎君)

一つは、やはりこれは今後の課題であろうと思います。

制裁のバランスと申しますか、結局、交通事故を起こした場合に、刑事罰と民事の損害賠償とさらには行政処分の免許停止、取り消しがばらばらにかかるわけとして、そうなると、片方で非常に重い处罚を受けたという方と意外と軽かつたという不平等、アンバランスが生じてきますので、そのあたりの調整というのは今後の課題であろうと。

あともう一つ、飲酒運転の撲滅。これはもう絶対必要なことだと思っておりますけれども、刑罰の強化というのも一つの方法であるけれども、私は、やはりその前に教育、つまり飲酒運転がどうほど危険であるのかとの教育をもつとやはり徹底させるべきであろう、また社会の風潮ですね、車で飲みに行くのは普通だみたいな感じがあります。そういうところも並行して直していかなければいけないだろうと思つております。

井上参考人が、みんなの声で法は変えることができるんだと、役人や国会議員だけではないんだということを述べられました。そして、国会中継などもよく見るようになつたということを言わされました。

私もまだ国会に籍を置いて三ヶ月にしかならなかつたがつているのは、どうして自分の大切な家族が亡くならないといけなかつたのか、どうしてそのような事故が起きてしまつたのかといふことのまことにあります。

○日笠勝之君

終わります。

○井上哲士君

日本共産党の井上哲士です。

きょうは、三人の参考人の皆さん、本当にありがとうございます。

井上参考人が、みんなの声で法は変えることができるんだと、役人や国会議員だけではないんだということを述べられました。そして、国会中継などもよく見るようになつたということを言わされました。

私もまだ国会に籍を置いて三ヶ月にしかならなかつたがつているのは、どうして自分の大切な家族が亡くならないといけなかつたのか、どうしてその

ような事故が起きてしまつたのかといふことのまことにあります。

実況見分調書や図面の開示というのも確かに大事なんです。それも客観的な証拠として非常に大事なんですが、実は、被害者遺族の方が一番知り

事が多々あるかと思うんですが、その点、幾つかお話をいただきたいと思います。

○参考人(井上郁美君)

やはり、一番疑問に思ひますのは、加害者と被害者の直接の接触が余りに少な過ぎるのではないか。加害者に関する情報が私たちには、公判になつてからほんの冒頭陳述で読み上げられるわずかなもの、あるいは本人が

話していませんが、その点、幾つかお話をいただきたいと思います。

○参考人(川本哲郎君)

一つは、やはりこれは今後課題であると思います。

制裁のバランスと申しますか、結局、交通事故を起こした場合に、刑事罰と民事の損害賠償とさらには行政処分の免許停止、取り消しがばらばらにかかるわけとして、そうなると、片方で非常に重い处罚を受けたという方と意外と軽かつたといふ不平等、アンバランスが生じてきますので、そのあたりの調整というのは今後の課題であろうと。

あともう一つ、飲酒運転の撲滅。これはもう絶対必要なことだと思っておりますけれども、刑罰の強化というのも一つの方法であるけれども、私は、やはりその前に教育、つまり飲酒運転がどうほど危険であるのかとの教育をもつとやはり徹底させるべきであろう、また社会の風潮ですね、車で飲みに行くのは普通だみたいな感じがあります。そういうところも並行して直していかなければいけないだろうと思つております。

井上参考人が、みんなの声で法は変えることができるんだと、役人や国会議員だけではないんだということを述べられました。そして、国会中継などもよく見るようになつたということを言わされました。

私もまだ国会に籍を置いて三ヶ月にしかならなかつたがつているのは、どうして自分の大切な家族が亡くならないといけなかつたのか、どうしてその

ような事故が起きてしまつたのかといふことのまことにあります。

井上参考人が、みんなの声で法は変えることができるんだと、役人や国会議員だけではないんだということを述べられました。そして、国会中継などもよく見るようになつたということを言わされました。



族の人に対する精神的なカウンセリングなどはやはりほとんど実は手つかずではないかというふうに思つてゐるんですが、そういう点について御意見をうながします。

その後いわゆる母子家庭でお母さんが苦労された  
という話をよく聞いたりして、いるんです。

の方々に対しても、余りそういう目では、穩便な目では見ていただけないのではないかと思いま  
す。

とがあり得るとは思いますね。  
○福島瑞穂君 例えば、自白冒頭  
出てこないでしようか。つま

重のおそれなどは、本人の供述にかばたつほど、とい

○参考人 井上郁美君　被害者支援は最近大分聞  
きなれる言葉になつてきましたが、まだまだ確か  
に日本では立ちおくれています。せいぜい全国で  
二十三の民間の被害者支援団体があるんですが、  
それも急激にこの二、三年でふえたんですが、や  
はり精いっぱいのところで、いのちの電話相談、

こういう点はもらつ  
全くもらえていな  
聞かせてくがさへ

○福島瑞穂君 次に、笠井参考人にお聞きをします。  
す。

酔つて云々ということを自白だけで認定するということは実際上の運用としてあり得ないのではないかとふうに思つて、います。

のうに、二十四時間体制でいつでもどこでもこの番号に電話すればすぐに、四十分以内にまずボランティアが駆けつけますというような体制には、マングパワーの絶対的な不足がありまして、至っていません。

実は、被害者や遺族が一番精神的に不安定にならるのはその時間外の時間でして、夕方五時以降、深夜、夜、全然眠れない日が続くとか、そういうふうなつらい時間帯が一番電話相談が必要なのでありますかといふに思うんですが、その時間帯はないかというふうに思いますが、まだ電話相談を受け付けてくださるような団体はないというのが実情です。

一つ、代替案といいますか、移行措置としましては、近年、メールが発達してきて、皆さん、メールアドレスを持ってこられるようになつておられますので、深夜でも別に構いません、メールは時間をお問い合わせんので、メールでの相談の受け付けをせめて各地での被害者支援団体がしていくだけたら、それでも大分救われる。わざわざ限られた場所にしかない団体に足を運ばなくとも、メ

ルでしたらどこでもいつでもできるものですので、そういうふうな相談も拡充していただけないかというふうに思っています。

私は幸い事故前からもう会社員をしておりましたので、すぐに職場に戻りましても、そのような集中できない状態になつても周りの人が割と比較的温かい目で見てくださつて本当に助かりましたが、契約社員や派遣社員あるいはパートタイマー

き逃げを助長するまでは言えないということを  
言えるのではないかというふうに思います。  
事実関係につきましては、確かに全く証拠がな  
いということになりますと、この本条の危険運転  
罪に当たらざるに業過の方に行つてしまふ、  
いうふうに思ひます。

そういう意味では、確かに捜査は当然のことながら、捜査はもちろん手抜きをしてほしくない、ただその後に事務的な書類作成に大変な労力をとられているというのも現実であるということを何度も何度も聞かされてきましたので、確かにそ

○参考人 井上郁美君 確かに、変な言い方ですが、私たちは子供を亡くして、じやすぐに経済的に貧窮するとかそういうふうな状況には至つていませんが、やはり一家の大黒柱を亡くしてしまわされた方というのはもう翌日から、例えば専業主婦の方でいらっしゃって幼い子供を二人、三人抱えながら、お仕事で忙しくお出でになられる方が多いです。

が、現場で目撃証人がいるかどうかとか、いろんなことが本罪の成立については、危険運転致死傷罪の成立については重要な項目です。

例えば、危険運転致死傷罪であることがばれな

いように、ひき逃げをして逃げてしまつて次の日

に例えば出頭すれば飲酒の事実というものがなかなか

○福島瑞穂君 井上参考人にお聞きをします。  
冒頭に、裁量的免除の規定のことについて、審議を聞きながら少しは理解できるようになつたことはおつしやつたんですが、衆議院の参考人の方も若干これについては疑問をおつしやつていらつしゃいます。

かわからしくないとか、どうしても本人の自己や他人の意見に頼るということも出てくると思うのですが、そういう例えは自白偏重のおそれはないかとか、あるいは目撃証人も何もない場合にどうやってこの認定をするのかというふうな点は弁護士としてきつと思われると思うのですが、その点について思つていらっしゃることを教えてください。

○参考人(笠井治君) 先ほども述べたところでありますけれども、重罰化することによって逃げ得るということが起きないかということでありますけれども、一般予防効果ということを先ほどはお話をしましたんですが、現状でもひき逃げと酒酔い運転の法定刑を比べますとひき逃げの方が重いんですね。だから、軽いのを逃げて重くなるという、そういうこともありますから、一概に重罰化がひき逃げを助長するまでは言えないということを言えるのではないかと、そういうふうに思います。

事実関係につきましては、確かに全く証拠がなないということになりますと、この本条の危険運転罪に当たらずに乗過の方に行ってしまうという

例えは、車両の車両に付してきちんと検査がなされ  
られるのだろうかとか、被害者に対する起訴猶予  
処分を納得させるために利用されてしまうことも  
あるのではないかという懸念を私は持っているの  
ですが、その裁量的免除の規定について思つていて  
らつしやることをもう少し話していくだけます  
か。

○参考人（井上郁美君） 確かに、理想的にはすべて  
の事故についてきっちりと捜査されて、捜査は當  
然もうこの法改正が実現、成立してももちろんそ  
うなんですが、その後にすべての事故について書  
類がきっちりとしたためられているというのが理想  
なんですが、私たちも再三警察のマンパワーが足  
りない足りないと言つておりますが、やはりそれ  
がすぐには改善されるとは思われないんです。  
そういう意味では、確かに捜査は当然のこととな  
がら、捜査はもちろん手抜きをしてほしくない、  
ただその後に事務的な書類作成に大変な労力をと  
られているというのも現実であるということを何  
度も何度も聞かされてきましたので、確かにそう

いうもので本当に書類、ペーパーワークのために  
本当は現場に行つてほしい警察官が事務所の中に  
いるというのであれば、必要最小限のペーパー-  
ワークに、軽微な傷害の事故、しかも情状がよい  
事故という条件に限つてそういうふうな対応をし  
て、限られたマンパワーを有効に使つていただけ  
たらという効果を私はぜひ実現してもらいたい、  
そういうような効果であれば期待したいというふ  
うに思つています。

道筋の中には確かに捜査意欲がやはりそろは  
いつても低下するのではないか、どうせ起訴され  
ないのであればというふうな結果を見越して警察  
官の怠慢を招くのではないかといふうな危惧を  
おっしゃる方も確かにいらっしゃいます。それは  
やはり理想とそれから現実に對して、じや理想に  
現実が追いつかない場合にはどうすればいいかと  
いうふうなこと、問題になると思うんですが、や  
はりそれは警察の方にもっと激励を送らないとい  
けないのかな、エールの声を送らないといけない  
のではないかというふうに思っています。

○福島瑞穂君 川本参考人にお聞きをします。

この委員会の中でも議論があつたんですから、この危険運転致死傷罪は、基本犯は処罰をしないで致死傷という結果が発生して初めて処罰されるという法律です、御存じのとおり。ですから、暴行、傷害、傷害致死などとは全然構成が違つて、基本行為については処罰をしないのだけれども致死傷が発生したら処罰するという初めての犯罪であるということで、その点について法律家の立場から、例えばこういう点は気をつけた方がいいんじやないか、こういう点はどうだろうかということがありましたら教えてください。

○参考人(川本哲郎君) そうですね、一つは、これも法制審議会等で御議論になつてたわけですけれども、結果的加重犯の場合、その加重結果について過失を要しないというのが裁判所の立場ですので、それはやはり変わらないだろうと思います。要は、やはり運用の問題なのかなという認識でございます。

○福島瑞穂君 私はあと時間が二分ぐらい残りましたので、井上参考人に、例えば警察の方の対応はもっとこうしてほしいとかということがあります。  
反で処罰される場合もあるわけです。それがある程度を超えると、非常に悪質な場合で致死傷といふ結果を伴えばこういう類型になるということで、そこらは今後の運用をぜひ見守りたいと思つております。

したら言つてください。  
それからもう一つ、実はやはり刑事の手続と民  
事の手続は全然別ですけれども、保険に入っていない  
方がいらっしゃるとか、民事の賠償がその後  
病気を抱えて物すごく時間がかかるというのは、  
交通事故で裁判などの保険金請求して、例えば私  
なども経験をしたことなんですが、多くの被害者  
や遺族の方と出会つていらして警察に対してもう  
いうことをもつと要望したいということを再度、  
それから二つ目は、民事賠償との関係などで、何  
か御提言がありましたら教えてください。  
○参考人(井上郁美君) まず、民事の方からなん

ですか 私たちは 民事に臨むということもまだ始めていないんですね。といいますのは、刑事裁判が非常に長引きましたので、しかもその刑事裁判記録が私たちが閲覧可能になるまでにさらに七ヶ月要したという、ちょっと異例な事故であったので全国の地検に参考として見せてくれということです全国各地を回っていたそうなんですが、まずその民事を始めるためには、一にも二にも刑事裁判記録を見せていただかないと闘うことを始めることができぬというような中で、非常に事実を知る時期が余りにも遅い、事故が起きてから一年半たつてからやつといろいろな証拠書類や供述書などを拝見できたという、そういうふうな状態になります。確かに、私たちの事故は特例かもしれないが、そのようなことがあります。刑事裁判記録の開示というのは本当に遺族にとっては大事なものなので、裁判が終わり次第速やかにそれが開示されるようになればというふうに思つていま

民事になかなか手がつかないといいますか、始める気力をかき立てるのに非常に今苦労をしているんですが、なぜかといいますと、やはり多くの遺族の方、私たちより三年、四年、五年前に事故に遭われた方でもいまだに民事裁判で闘われている方がいらっしゃいます。二カ月に一回の公判、ひどいときは三ヶ月もあいてしまう。それがもうほんの十五分で終わってしまう、書類の交換で終

わざ毎回毎回遠い裁判所まで仕事を休んで足を運んでしまうかもしれないのに、そのためにはわざと多いといけないというふうなことで、それが何度も何度も、困難な事件になってしまいますと鑑定人なども交えて五年、六年民事裁判にかかつたと、そのように言われる、そのようなケースもまれではありません。

やはり、裁判の迅速性というのをもつと諸外国並みに速めていただけないか。刑事裁判についてもそうなんですが、民事は特にそのような傾向が顕著ではないかと思いますので、それが本当に遺族にとつては負担になっています。皆さん、仕事

○委員長(高野博師君) 時間です。

○福島瑞穂君 どうもありがとうございました。

○平野貞夫君 自由党的平野と申します。

最初に、井上参考人に反省を込めたおわびをしておきたいんですが、私は十年間、この参議院法務委員会の委員として務めておるわけですが、今回改正される危運転致死罪のようなものをもうちょっと早く制定しておけば恐らく井上さんの御家族のような悲惨なものは防止できたんじやないかということを非常に残念に、我々の政治の責任をまずおわびしておきます。

それからもう一つは、私、実は高知県の生まれでして、事故が起こったときにこれはと思つて非常にショックでございました。それで、御承知のうに思つています。

よう、高知県というところはお酒というものに対してほかの県と違った一種のルーズな寛容性を持つております。私自身もそうでございまして、私は昭和三十六年に免許証を取りまして一回書きかえをやつたんですが、切りかえをやつたんです  
が、これは危ないと思いまして、二度目はもう切りかえはせずに、もう一生車の運転はしないと、むしろお酒の方をとつた方がいいということで、実は非常に高知県における飲酒運転の状態は問題

があるという自覚をしております。  
そこで、この刑法の改正について私を覚せいさ  
せていただいたのは、神奈川県の鈴木さんという  
方からアクセスをいただきまして、何やっている  
んだということで、私も江田先生なんかの御指導  
をいただきながらこの問題については積極的に対  
応してきましたが、率直に言いまして、私、お  
聞きしたいのは、飲酒運転で事故を起こすとかあ  
るいはチエックで摘発された人間に、もう免許  
剥奪というような仕組みでもつくらなければ私は  
根絶できないんじゃないかという厳しい、自分の  
反省も込めまして持つておるんですが、そのこと

○参考人(井上郁美君) 大麥丁寧なおわびの言葉、反省の言葉をいたいたんですが、まずそちらの方から申しますと、確かに私たちも大変お世話になつております大久保恵美子さんという方が十一年前に飲酒ひき逃げの事故で御子息を亡くされまして、その方が本当に今日かなり日本の被害者支援を引っ張つてこられたような方なんですが、その方いわく、十年前は犯罪、いわゆる殺人で亡くなる、殺人の遺族でさえあるいは被害者でさえ、権利というものあるいは遺族に対する配慮というものは一切もう議論の俎上にも上がらなかつたと。そのような人たちの権利でさえまことにないのに、幾ら飲酒運転は殺人だ、幾ら飲酒運転は犯罪だというふうに訴えてもなかなかそこまで意見はなかつたかどうかということも含めてお聞かせいただきたいと思います。

で一足飛びには人々に耳を傾けてもらえたかったと。

それが十年という歳月をかけて、殺人、被害者や遺族に対する人権の問題、被害者支援の問題といふものが少しずつ少しずつ世の中に取り上げられるようになってきて、ここまで来てやっと私たちが当初から本当は言いたかった飲酒運転というのは立派な犯罪なんだ、殺人なんだというふうなことが、井上さん、鈴木さんたちの運動で、世の中の人の認識が高まって、やっと法律の改正が、十年越しの私たちの夢が実現したんだというふうにおっしゃってくださいました。ですから、十年前、声がなかつたわけではないのですが、なかなか物事には順序があったという、そういう現実だったのかなというふうに思つております。

おっしゃっていることは、飲酒運転は本当に、飲酒運転の車という凶器を振り回す殺人と何ら変わらないと私たちは思つております。たまたま凶器がみんなが持つてある車であったというだけであつて、これがナイフを振り回したというのであれば、一人殺しても二人殺してももっと重い刑に処されているのが今の刑法ではないかと思うんですが、そんなのよりもっと本当は殺傷能力が高いトンの単位の鉄の塊を持つてそれを振り回しているのに、いや飲酒運転はまだ過失だとうふうな認識しかなかつたというのが非常に残念です。

ですから、今回の法改正で、飲酒運転はやはり普通の単純過失とは全然違うんだと。飲酒ということをあえて行為でやつているという認識がドライバーたちの間に高まれば、あえて免許の剥奪まで行かなくとも、その一步手前で、事故を起こす手前でやめてもらえようと思います。

それともう一つは、やはりどうしてでも悪いとわかっていてそれでもお酒をやめられない人たちといふ別のもう一つのグループの人たちというのを呈しているのではないかというふうに思いました。その人たちにはやはりアルコール依存症の様身分証明書がなかつたんですね。ですから、

こと

と免許証、免許証ないと言つたら、保険証じやだ

て正しい知識を持つていたかないと、なかなか事故を起こしてしまったということに結びつきかねません。やはり、そういう根本的な病気なのであるから、そんなに恥ずかしいものではなくて、いろんな階層、いろんな職位の人がアルコール依存症にはなつてしまふものなので、その害について正しい知識を持つて、必ず治療してからハンドルを握れるようになつていただきたいと思つています。

○平野貞夫君 川本参考人に教えていただきたいのですが、日本の車行政といいますか、あるいは自動車から発生する犯罪にかかるいろんな諸問題と英國との比較ということになると思いますが、私は、日本の車社会は自動車の人間化あるいは人間の物体化という行政・社会がずっと統いているんじやないかと思っています。

○参考人(川本哲郎君) 基本的に、イギリスでも飲酒をして運転する人というのはかなりいますので、そういうところでは日本と変わらないと、あるいは日本よりも場合によつては悪いかもわからないという気はいたします。

ただ、一般に、もうこれは私の感覚でけれども、一年間運転していた感覚では、マナーはやっぱり日本よりはすぐれている。それは、欧米自体がそういう感じがいたします。それともう一つは、やはり先ほどから述べましたように、以前からかなり飲酒運転致死傷なんかを重く処罰しているわけとして、結構その悪質な交通事犯に対する重い刑罰を今まで科していますので、そこが日本との違いだらうと思います。

それで、あと先ほどのところですが、運転資格の終身剥奪、これもイギリスでは刑罰として運転免許を終身で剥奪するというのがありますし、期間としても十年とかそういう長期のものも設けております。そこも違ひだらうと思いますが、そうしますと、免許運転があふるのではないかと

私は、あの事故の第一報に接したときにちょうど広島のテレビ局で社会情報番組のキヤスターをやつておりまして、ニュースを伝える立場にいた者として何ともやり切れない思いというものを今

でも鮮烈に記憶しております。一人の不届きなドライバーの軽率な振舞が幸せに満ちあふれていた家庭、それを突然崩壊させ、後に残されました御遺族にはかり知れぬ悲しみを与えてしまつたということについて、ふんまんやる方ない怒りを覚えました。その気持ちは今になつても全く変わるものではありません。

その後、この事件が一つの大きなきっかけと

めじやないかと、保険証じや証明にならぬと、写真がないと言つて、日本の行政自身がもう車を持つことが前提ということでシステムができていく。私は車嫌いですから、もつともタクシーなんか周りの人からも言われている、医師からも言われておりますのに、かえつて悪質になつて人に見えていいところで飲酒をして運転をするというふうですけれども、やっぱり車中心の社会というの私はいろんな意味でよくないという意見なんですよ。

余り言うとちょっと自動車メーカーに悪いですかから、僕はこれ以上言いませんですが、いろいろやはり日本の資本構成とか資本主義のあり方そのものの、僕は車というものにやつぱりプラスもあつたしガソリンもあつたと思つてますが、その辺、イギリスの社会との比較をちょっと教えていただければありがたいんですが、そのためだければあります。

○参考人(川本哲郎君) 本日は、刑法改正法に関連いたしまして質問をさせていただきます。

私は、前回の法務委員会におきまして、主に悪質交通死傷事犯の重罰化に関連した論点を中心

に、再発防止と被害者対策の二点について特に力を入れて質問をさせてもらいました。とりわけ、

今後の改正の大きなきつかけともなりました東名高速道路飲酒追突事故について大きく時間を割いて、再発防止と被害者対策の二点について特に力

を入れて質問をさせてもらいました。とりわけ、

被害者である井上さんが御出席でございます。今

この事故で亡くなられた二人のお子様に対し深く哀悼の意を表しますとともに、恐縮ながら二、三お伺いしたいと思います。

私は、あの事故の第一報に接したときにちょうど広島のテレビ局で社会情報番組のキヤスターをやつておりまして、ニュースを伝える立場にいた

者として何ともやり切れない思いというものを今

でも鮮烈に記憶しております。一人の不届きなド

ライバーの軽率な振舞が幸せに満ちあふれていた家庭、それを突然崩壊させ、後に残されました御遺族にはかり知れぬ悲しみを与えてしまつたということについて、ふんまんやる方ない怒りを覚えました。その気持ちは今になつても全く変わるものではありません。

その後、この事件が一つの大きなきつかけと

なつて、悪質な交通事犯に対しては厳重に処罰を行ふべきであるという国民的な合意、共感が生まれたものと理解しておりますが、この事故の詳細につきましては、既に前回の委員会におきました私は法務・検察当局より詳しく聞きました。このような事故が二度と起きないよう、また不幸にも起きてしまった場合には、どのようにして被害者や御遺族の方々に温かい手を差し伸べ、力になつていくことができるのか、改めて考えさせられました。

今回の刑法改正案、つまり重罰化が、悪質な交通死傷事犯の被害者や御遺族の立場からごらんになつて果たしていかがなものなんだろう、改正法案の内容に対する評価みたいなものについて、率直なところを井上さんに聞きたいんですが、どうですか、評価は。

○参考人(井上郁美君) 正直申しまして、私たちは今回の法改正、そうはいつても国的基本法である刑法がそう簡単には改正されないのであります時間的に非常に長く、十年は覚悟しないといけないものであるかもしれないという気持ちは持っていました。それがわざか、初めて保岡法務大臣に署名簿を提出してから本当にちょうど一年でここまでこぎつけられたというのには正直申しまして驚きを感じています。

そして、その中身的なものなんですが、アメリカでは確かに幾つかの州で一人死なせた場合に懲役十五年まで、三人死なせたら四十五年と、そういうふうな単純な計算でやっているような厳しい州もありますが、一方でもっと優しい州もあると、イギリスでは懲役十年までだと、そういうふうな例を聞きかじつておりましたので、日本ではまあせいぜい今回のは、今までが懲役五年までであつたから、懲役十年まで上げられたらしい方かなというふうに思つておりましたら、有期懲役、すなわち懲役十五年まで上限が引き上げられたと。これは直ちにその求刑あるいは判決がそこまで引き上げられるということにはなりませんが、

やはり神奈川県座間市の鈴木零君、丹野一平君が亡くなれた事故でもありましたように、裁判官も自身も今の法律の限界を感じながら判決を出しておる。五年六ヶ月の日いつばいの求刑、その求めました。そこで、そういう人たちには一生懸命に、あくまでも今回の法改正はその上限を引き上げたと、裁判官あるいは検察のその裁量の幅を広げていただきたいということであつて、とびきり悪質なものに對してまで天井が低いがために相当な刑罰を言い渡せないと、いう状況をなくしてほしいという私たちの気持ちは、この法改正をもつてかなえていただけたというふうに感じています。

○柏村武昭君 今回は厳罰化になったわけですが、実際に悪質な犯罪をこの厳罰化で防止できるかというさめた見方も一部にあります。今回の刑法改正も厳罰化によって多発する悪徳交通事故犯を抑止できるという考え方を前提とするものだと思いますが、この点については井上さん、どうですか。

○参考人(井上郁美君) 前回、この業務上過失致死傷罪が改正されたのが、ちょうど私が生まれた昭和四十三年になつていています。それぐらい昔になつてしまふ。ただその後に、わざか、そのどちらには禁錮三年から懲役五年に引き上げられた、二年引き上げられたというだけで、交通事故の件数が激減した、死亡者数も激減したと。今回はどうなっています。ただその後に、わざか、そのどちらにしてもそういうことになるわけですか。

○参考人(川本哲郎君) その点については私、余り詳しく調べておりません。

ただ、イギリスの場合、先ほども出ておりましたが、やはり一般予防効果、抑止力というものは、相当な期待を持つております。

○柏村武昭君 井上参考人にお聞きしたいです。それは本当に酒を飲んでも罪を犯し続けることがあります。

口にはならないと思つております。現に、私たちの遭族の中でも、この加害者に対しては、たとえ懲役十年が言い渡されても十五年が言い渡されてしまふ、そういう悪徳なドライバーは確かにゼ

りも、でも刑務所から出できたら、無免許でやつぱりまた車のハンドルを握つて暴走運転をして平気でまた人を殺してしまうかもしれない。本音を言いましたら、そういう人たちには一生懸命に、あくまでも刑務所から出てきていただきたくないんですが、そういうわけにもいきませんので。やはりそういう今回の私たちが遭到了の加害者に對しては量刑が軽過ぎるという氣持ちを抱きながら裁判官が判決文を読み上げられていましたと、いうことにもあらわれておりますように、あくまでも今回の法改正はその上限を引き上げたと、裁判官あるいは検察のその裁量の幅を広げていただきたいということであつて、とびきり悪質なものに對してまで天井が低いがために相当な刑罰を言い渡せないと、いう状況をなくしてほしいという私たちの気持ちは、この法改正をもつてかなえていただけたというふうに感じています。

○参考人(井上郁美君) 事故はいろいろなミスがり、何度も重なつてしまつたということがあるんですが、やはりそういう今回の私たちが遭到了の加害者に對しては量刑が軽過ぎるという氣持ちを抱きながら裁判官が判決文を読み上げてきましたが、その限られた人間に対してもどうやつしていくかと、いうことは、本当に刑務所の中でどこまで矯正教育ができるかというふうなことにもかかっているのではないかと思います。

今までの矯正の教育、今回傍聴しておりますので、やはり刑務所も満杯になつてきておりますので、安全を図るために、危険防止をやるので精一杯であるなかなかそんな矯正まで行かないというふうに聞かされました。そういうふうな状態はぜひひぜひ改善していただきたい。やはり、交通事故犯とはいえど、悪質なドライバーに対する矯正プログラムというのは生半可なものでは済まないのではないかというふうに思っています。

○柏村武昭君 私も厳罰化にはおおむね賛意を表するものであります。先ほどからいろいろ委員が精神的な支援とか経済的な支援を言つておりますが、経済的な支援で井上参考人から先ほどお答えがありました。

刑事裁判のいわゆる記録の開示の後、民事に移るという、これは、川本参考人、イギリスなんかでもそういうことになるわけですか。

○参考人(川本哲郎君) その点については私、余り詳しく調べしておりません。

ただ、イギリスの場合、先ほども出ておりましたが、やはり一般予防効果、抑止力というものは、相変わらず飲んでいるトラックのドライバーが多いという非常に衝撃的な映像が流れています。やはり、減つていないんだなど。私たちの加害者が飲んでいた同じ海老名サービスエリアで相変わらず飲んでいるトラックのドライバーが多いということに非常にショックを覚えました。高速道路では確かに酒類は売っていないんですけど、持ち込みが可能であつて、そのトラックの中まで見ることができないのであれば、やはりそういうこと自身も何か处罚の対象にできるのではないか、高速道路そのものの酒類を持ち込んではいけないのだと。

実際にアメリカのカリフォルニア州では、ある年齢未満のドライバーに対し、たとえ封を開いていなくとも車内に酒のたぐいを持ち込んでいたらそれが違反になるという、そういうふうな処罰の仕方もありますし、やはり事故を未然に防ぐということでは、どのようにしたら飲酒運転を防げるかというところにもっと重点を置いていただきたいと思っています。

○柏村武昭君 前回の法務委員会でも私はそのことを強く警察当局、そのほか法務省にもお願ひしましたが、厳罰化と同時にそういう未然に防ぐ方法、これを真剣に考えないとやはり同じことではないかと思うんです。

我々も交通安全についてしっかり認識を深めていかなくてはいけない、そういう意味で井上さん

に最後にお伺いしたいんですが、被害者そして御

遺族としてのお立場からごらんになって、法務・

検察及び警察当局の犯罪被害者に対する対応、取

り組み方について、捜査、裁判、そして判決の確

定に至るすべての段階において、どうでしょう、忌憚のない御意見をお聞かせください。また、被

害者対策全般についても意見を聞かせてもらえた

ばかりがたいんです。

○参考人(井上郁美君) 私は、事故に遭った当日

から、ふだん耳なれない被害者だと加害者とい

う言葉、普通の一般の生活をしていればまず耳に

することのない言葉、あるいはテレビの中でだけ

聞いていた言葉を聞かれるようになりました。

まさか自分が当事者になるとは思いませんでした。

警察や検察の方、裁判官の方にとつては日常

的に被害者の方、加害者の方に接していくつしや

るかもしれませんけれども、私たちにとっては何

かも初めての体験です。事情聴取に来てくださ

いと言われることも、あるいは裁判所に傍聴に行

くことも、弁護士の方々と相談、話をさせていた

だくことも、すべて今までの日常生活にはみじん

も入ってくる余地のなかつたことを体験させられ

ます。

そういう意味では、警察の方にまず「事故に遭

われた方へ」という小さいパンフレットなどをいただくんですが、何よりも大切なのは、その体験をされた被害者の方、遺族の方から具体的なアドバイスをなるべく早い時期にいたしたことではな

いかというふうな気がします。

いは警察官に向かつて供述をしても、その供述調

書を読み上げられて、はいそれで結構です、サイ

ンをしますというふうになつたらそのコピーさえいただけません。私も後からコピーを当然いただ

けるものと思つておりましたが、そういうふうな仕組みではありません。そういう制度ではあります

せんので済みませんといふうに言われて、それ

で家に帰つてから思い起こせる限りのものを起こしてみましたが、なぜそのような、自分が証言し

たものにもかかわらず、コピーの一枚さえくれないのだろうというふうなことが疑問に思えてなりませんでした。

制度が改善されないのであれば、せめて、そう

いう説明を先にいただく、そういうふうなことに

なるんだということを先に教えていただく、それ

が警察の方の口からはいただけないのであれば、それ

被害者や遺族の方が隣に座つていらして、今から

供述することは、あなたがもし一部分でも納得で

きないものがあれば最後にサインをしなくてもいい

いんすと、いうような非常に具体的なアドバイス

をいただけたら、どれだけ多くの被害者や遺族の

方が精神的にも非常に楽になつて、なおかつその

の仕事というのは御存じのように非常に専門的な

こととも多くございますし、また法務委員会の先生

のようないろいろなことが起つります、こんな

に大変な難しい忙しいところかということを改

めで痛感しております。

私は、その中でも素人でございまして、法務省

の仕事というものは御存じのように非常に専門的な

こととも多くございますし、また法務委員会の先生

方も、角田先生を初め専門家がたくさんいらっ

しゃいまして、非常に勉強することがたくさんございまして毎日大わらわでございますが、法務省

というところは、難しいことではありますけれども、実は国民の生活にとって非常に深くかわり

のある基本的なことを決めていく、それを実行し

ていくという大変重大な責任を持つておるわけでございまして、もっと親しんでいただいて、それこそ

国民参加の法務行政というようなことがもつと

できればいいなというふうに思つておりますけれども、実は国民の方にもつと知つて

いただいて、もつと親しんでいただいて、それこそ

その国民参加の法務行政というようなことがもつと

できればいいなというふうに思つておりますけれども、実は国民の方にもつと知つて

いただいて、もつと親しんでいただいて、それこそ

その国民参加の法務行政



は知つても大変よく知つている人と全く知らない人、いろんな種類の方がおられるわけですが、なかなかそこでシステム的に日本語教育をやるというのにはなかなか難しゅうございます。しかし、日本にせっかく何かの御縁でしばらくの間でもおいでになつて日本の空気を吸つていただけで、関心を持つていただき、できれば好意を持っていただくようにならなければいけないということはおっしゃるとおりでござります。入管の中における待遇がもとで日本を嫌いになるというようなことがないよう、十分人権を尊重しつつ処遇していくかなければいけませんし、ただ日本語をシステム的にというのはちょっと実際には難しいのではないかなというのではまだ始まつていらないというのが現状でございます。

○角田義一君 きょうのあすということじやありますせんけれども、前からそういう問題はあつたわけですから、ちょっとお考えいただければなというふうに思つております。

が本当の民主主義の真価だというふうに思うと同時に、我々の怠慢も責められているような気もいたしますわけであります。

そういうことを踏まえまして、今、この車社会の中では、ほとんどの人が車を運転している状況の中と、新しい犯罪類型をつくるというのは、大変国民生活に深いかかわりもあるということから、早く解決をしなければならないと同時に、そういう慎重な配慮も必要があると。そこで、実態調査あるいは外国の法制あるいは関係者の御意見を伺う、そういうことをいたしまして、法制審議会の

て、それを引き起こすこととなるような運転行為、それの危険性についての故意、そういう危険な運転をあえてするというところにポイントがあるわけでございますので、その時点では、例えば酒酔い運転にいたしましても、あるいはあおりとか、そういうようなことにつきましても、これは現在でもそのことについては故意の行為として実際は検査はされていると、そういう関係になると思うわけです。

したがいまして、刑が重いということもあって、もちろん、より慎重な検査、的確な検査が求められます。

ただ日本語をシステム的にいうのはちょっとと実際には難しいのではないかなどというのでまだ始まつてないというのが現状でございます。

○角田義一君 きょうあすということじやありますせんけれども、前からそういう問題はあつたわけで、ちょっとお考えいただければなというふうに思つております。

それではちょっと本論の方に入らせていただきますが、今度、御案内のとおり、危険運転致死傷罪というができるわけであります。いろいろな業過の中で非常に悪質な重大な犯罪というのは、この法律ができるできないにかかわらず、かつても存在していたわけであります。しかし、それが今まででは全部過失という類型で処理をされてきたわけでありますが、今度は故意犯になるわけでありますね。うんと粗っぽい言い方をすれば、ここにこなるつかぬ、そして文意犯でよからぬござ法定刑が引き上げられましたときに、いわゆる当

かつたんではないかなというふうに私は率直に今思うわけであります。無理をしてとは言いませんけれども、みんな過失犯で押し込めてきたこと自体問題があつたんじゃないかと。そこへ法務当局が、そのところを早く気づいて、そういう国民の皆さんん運動が起る前にやつぱり手を打つべきではなかつたのかなという気が率直に私はするんですけれども、いかがでございますか。

○政府参考人(古田佑紀君) もつと早くいわば状態に即した法制を整えるべきではなかつたかといふ、こういう御指摘だらうと思うのですが、委員御案内のとおり、現在の交通事故の処理につきましては、昭和四十三年に業務上過失致死傷罪の法定刑が引き上げられましたときに、いわゆる当

○角田義一君 御理解はそれなりにちゃんととする  
んですが、私が思うのは、じゃ、この法律ができる  
て二十日後あたりにこれは施行されるんでしょ  
う。そうすると、急に故意犯ができるわけない  
じゃないですか。その時点から故意犯がぱっと発  
生するということはないわけでしょう、実態問題として  
して。実務に相当影響が私は出ると思うんですね。  
ね。私は、今度は故意犯ができると、故意となる  
と、これは過失犯、故意でもそうですけれども、  
非常に例えばこの構成要件に対する認識をどこま  
で求めるのかとか、非常に供述が、検察官が供述  
をとる能力というかとり方というか、それにうん  
と影響してくると思うんですね。現実問題として  
は、きょうから法律ができたから、じゃ、きょう  
から故意犯でいこうかというわけにはいかないん  
じやないですか。その辺どうですか。

○政府参考人(古田佑紀君) もちろん、故意犯と  
いうことで構成する以上、認識の問題とかそういう  
ものは当然捜査をしなければならない事項になる  
わけですが、何と申しましても、やはり客観的に

○角田義一君 それでは、ちょっと二つほど聞きますけれども、例えばこの構成要件の中に正常な運転が困難な状態というのが構成要件になつていて、されども、これはどういうことなんでしょう。どこまで認識をするんですか、しなきやいけないんですか。被疑者なり被告人は何を求められますか。

○政府参考人(古田佑紀君) 正常な運転が困難な状態と申しますのは、要するに車両の走行をコントロールすることが困難な状態ということです。まして、具体的には、例えば酒酔いの場合を例に挙げますと、蛇行運転をしているとか、あるいは前方がしばしばかんで見えなくなるとか、あるいは時々居眠りをすると、こういうふうな客觀的な事情というのがポイントになるわけでござります。

そこで、こういうふうな車両の走行のコント

それで、過失犯をずっと処理してきたわけであります。ですが、今回の法律を新しくつくるには、先ほど、きょうの参考人のお話を、非常に感動すべきお話を先ほど聞いておりましたけれども、そういう話を先ほど聞いておりましたけれども、そういった国民の方々の非常に地道な運動によってそれができたということは紛れもない事実であり、我々立法に携わる者とすれば、ある意味ではこれ結果という観点からだけ見れば過失犯ということにはなるわけですけれども、全体として大変危険な運転ではないか、こういうのが本当に過失犯でいいのかという疑問はそれはそれとしてなかったことは申しませんけれども、やはりそういうふうな認識が大きく変わってきた社会状況は最近急激に顕著になってきたことだらうと思ふんで

○角田義一君 御理解はそれなりにちゃんととするんですが、私が思うのは、じゃ、この法律ができるて二十日後あたりにこれは施行されるんでしよう。そうすると、急に故意犯ができるわけないじゃないですか。その時点から故意犯がぱっと発生するということはないわけでしょう、実態問題として。実務に相当影響が私は出ると思うんですね。私は、今度は故意犯ができると、故意となると、これは過失犯、故意でもそうですけれども、非常に例えばこの構成要件に対する認識をどこまで求めるのかとか、非常に供述が、検察官が供述をとる能力というかとり方というか、それにうんと影響してくると思うんですね。現実問題としては、きょうから法律ができたから、じゃ、きょうから故意犯でいこうかというわけにはいかないんじやないですか。その辺どうですか。

○政府参考人(古田佑紀君) もちろん、故意犯ということで構成する以上、認識の問題とかそういうのは当然捜査をしなければならない事項になるわけですが、何と申しましても、やはり客観的にどういう状況で事故が起きたのかということは基礎になることは事実だろうと思います。

それに対しして本人の認識はどうであつたかと、こういうふうなことが問題になつていくわけですが、先ほども申し上げましたとおり、この故意犯という構成というのは死の結果に対する、あるいは傷害の結果に対する故意犯ということではなくて

危険運転致死傷罪の新設の趣旨を踏まえて、的確な捜査を行うものと考えております。



を受けまして、昨日、東京入国管理局におきまして退去強制令書が発付されて執行されたと承知しております。

○江田五月君 中身については、この申請をしている者の言い分もあるうし、出入国管理を担当している皆さんの方にもいろんな言い分があると思いませんが、その中身について細かく質問する時間的な余裕がないので簡単にしますが、アフガニスタン及びパキスタンの情勢について、これは難民認定、不認定の際にはもちろん考慮をされたんでしょうが、どういう証拠に基づいてどういう情勢についての事実認定をされたのか。

○國務大臣（森山眞弓君） ただいまちょっと申し上げたことで言い直しをしたいと思いますが、認定、理由がないということで裁決いたしましたのが二十七日です。そして、入国管理局において退去強制令書が発付されたのはきょうでございました。失礼いたしました。

アフガニスタンの件についてというお話をございますが、アフガニスタンの状況ということもございませんけれども、その本人がそれぞれにどのような事情であるかということを一人一人丁寧に聞きまして、その結果、難民として認定する理由がないということになったわけでございまして、そういう状況でございますので、アフガニスタンの情勢がどうかということもちろん全く関係ないわけではございませんが、それよりはそれぞれ本人の状況でございます。

○江田五月君 申請者の代理人がいろいろ証拠を提出したいということを言つていて、そしてそれは若干の時間的な準備も必要だということのようですが、そういう代理人からの証拠提出、これは受理をされましたか。その証拠の検討はされましたか。

○國務大臣（森山眞弓君） お持ちいただいたものは全部受け付けさせていただけて、検討させていただきましたと聞いております。

○江田五月君 十分な時間的な余裕もなくてそんなにやいのやいの言われても、そう簡単には準備

できないというようにも聞いておんますが、そこのあたりはさらに適切な運営をお願いするとして、まず難民認定申請について、これは手続の代理人選任権、代理人を選任して代理人によっていろいろな主張をしたり証拠を出したりすると、このことは認めてよろしいんでしょう。

○政府参考人（中尾巧君） お答え申し上げます。難民申請につきましては、基本的には本人申請については代理人の申請というものは法的には認められはおりません。ただし、その認定に対しては訴訟、代理人として弁護人がその異議の申し出等はできることになつております。

○江田五月君 ここはやっぱり一つ議論でして、これはやっぱり重要な議論ですよ。私は、やはり近代法の大原則というのは、そういうときに資格のある代理人によつて自分の権利、利益は擁護される、自分の言いたいことは言える、そういうことはやはり守られなきやいけないんじゃないかと思いますが、もし認めていないといふべきではないかと思いますが、もし認めていないとしたら、日本語を解さず、あるいは資力のない申請者がみずから本国についての情報を収集したり、提出したり、説明をすることは困難ですよね。自分自身のことについて、やはり特に日本というところへ遠く遠隔の地から、言葉も全く違ったような形で、当該難民の申請をする者が個々に申請をよこして本人が来ない、だからといってこの退去強制の手続でその人たちがそのことを理由に不利に扱われるというのはおかしいんじやないかと思いますが、いかがですか。

○江田五月君 ただ、代理人が来ているわけですから、だから頭を求めて、来ていただければ告知する、難民の認定に関する私どもの方の決定の内容を告知する、と、こういう形にならうかと思います。

○江田五月君 私は、そこはやはり一つ重要なところで、代理人が来ているわけですから、だから難民認定手続におけるそういう申請者の行動、代理人をよこして本人が来ない、だからといってこの退去強制の手続でその人たちがそのことを理由に不利に扱われるということはおかしいんじやないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人（中尾巧君） 当日、十一月の二十一日に本人が私どもの方に出頭しなかつた理由については、これから直接どういうことであつたかどうかを確認することとしておりますので、現時点までその不出頭理由が何であるか私どもの方ではわ

に各種資料を収集されることについては別に禁じるものはございませんし、実際のところ、いろんな形で収集されることはあらうかと思います。ただし、そういう収集されたものを該難民申請を行つて取扱つてあるが、それがみずからのもとして私どもの方に提出すべきものか、あるいはそういうことで申請の資料として提出すべきかどうかということは、当該御本人が考えた上で私どもの方に直接提出していただく、そういう形で運用しておるところでございます。

○江田五月君 その扱いについていいかどうかは、これは後ほどまた議論をしたいと思いますが、現在収容されていない五名、これは、難民申請についての決定の告知のために呼び出しをしたら、出頭せずに代理人が出頭したというように聞いておりますが、それはそれでいいですか。

○政府参考人（中尾巧君） 代理人の弁護士さんが十一月二十六日に私どもの方に来られたことは承知しております。私どもの方で告知するのは直接本人に告知するということで、五人の方には当日来ていただきたいということで来てもらうことになつておつたわけですが、お越にならなかつたわけであります。ですから、再度来ていただくということで出頭を求めて、来ていただければ告知する、難民の認定に関する私どもの方の決定の内容を告知する、と、こういう形にならうかと思います。

○江田五月君 私は、そこはやはり一つ重要なところで、代理人が来ているわけですから、だから難民認定手続と退去強制手続は別に進行しておりますが、所在が不明になつておるがゆえに難民申請が一応終了して告知する段階になつておりますので、これは、そのこと自体は難民認定手続とは関係のない話と、こういうことになるらうかと思います。

○政府参考人（中尾巧君） 私は、難民認定手続について、出頭しなかつたことが退去強制手続に影響を及ぼすかと聞いたんで、難民認定手続において出頭しなかつたその原因となつてゐる事実がこちらに、退去強制手続に影響を及ぼすかどうかを聞いたん

からないわけでありますので、それが退去強制手続の中で情状等で影響を及ぼすものと言えるかどうかということは、今の段階で御返答できるものではないと、こういうふうに考えるところでございます。

○江田五月君 ただし、出頭している限りの議論からすると、民事三部の議論だつたらちよつと違うかもしませんが、認定手続に関することですから、直ちに言えない根拠となつてゐる、論拠となつてゐる論理です。

○江田五月君 ただ、出頭していないといふ話は難民の手続であるという、同地裁民事第二部の決定の手続ではないと、こういうことになるんじやないです。今、出頭しているしていらないといふ話は難民だら申しあげございませんけれども、要は、今収容中だつた者が裁判所の執行停止の決定で身柄を解くという、こういうことになつたわけの五人にいたいところで来てもらうことになつておつたわけですが、お越にならなかつたわけであります。ですから、再度来ていただくことで出頭を求めて、来ていただければ告知する、難民の認定に関する私どもの方の決定の内容を告知する、と、こういう形にならうかと思います。

○江田五月君 私は、そこはやはり一つ重要なところで、代理人が来ているわけですから、だから難民認定手続におけるそういう申請者の行動、代理人をよこして本人が来ない、だからといってこの退去強制の手続でその人たちがそのことを理由に不利に扱われるということはおかしいんじやないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人（中尾巧君） 当日、十一月の二十一日に本人が私どもの方に出頭しなかつた理由については、これから直接どういうことであつたかどうかを確認することとしておりますので、現時点までその不出頭理由が何であるか私どもの方ではわ

ぢやないんですよ。頭をクリアにして聞いてください。

さい。

○政府参考人(中尾巧君) 委員御指摘のとおりだと思います。私の方で事實をとらえてと、いうふうに認識した上でお答えしたと、こういうことでござります。

○江田五月君 仮に、難民不認定の決定を告知したとしても、退去強制手続の収容令書についての執行停止、この決定に影響があるはずはないで、したがつてこれはすぐに身柄を収容ということにはならない、そのことだけでは。一方で、身柄が収容されている者については難民不認定決定が告知されていて、そして、きょうですか、退去強制令書の発付ということになつたと。しかし、恐らく難民不認定決定に対する取り消し訴訟は起こされるでしょうし、また今、そもそも強制退去手続に対する収容令書の取り消し訴訟が起こされているわけで、これは、だからすぐにもうアフガニスタンに送り返すということになるものではないと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(中尾巧君) 退去強制令書が発付されると、そのときに決定されました送還先に送還するということになつておりますし、速やかに送還のことが可能になるときまで収容すると、こういうことでございますので、送還先の事情その他、送還のできる条件が整わなければ直ちに送還するということにはならないというふうに思います。

○江田五月君 本件の場合に難民に当たるかどうかは確かに私もいろんな側面があるだらうなといふ気はしますが、しかしいずれにしても、これはあくまでも強制、強制送還する先というのはアフガニスタンですか。

○政府参考人(中尾巧君) 退去強制先、つまり送還先につきましては、入管法の所定の……

○江田五月君 アフガニスタンかどうか。

○政府参考人(中尾巧君) 本件については、それ従つてアフガニスタンということで退去強制令書が発付されたと承知しております。

書が発付されたと承知しております。

○江田五月君 アフガニスタンのどこですか。

○政府参考人(中尾巧君) アフガニスタンのどこという御質問のようですが、アフガニスタンという国として、あるところと、こういうことでござります。

○江田五月君 アフガニスタンがどこかというのにはわかつているんですが、アフガニスタンといつたっていつぱいあるんです。しかも今、いつぱいあります。

あるというのは、アフガニスタンは一つだけ、その中に場所はいつぱいあるんで、しかも今アフガニスタン、まあ外務大臣に聞けばよくわかるかもせませんけど、それは強制送還するのに力

ブールに送還するのか、カンダハルなどのどこな

のか、タリバンのところなのか北部同盟のところ

なのか、全然違うんじゃないんですか。それをど

こへ、じや送還されるつもりですか。

○政府参考人(中尾巧君) ですから、今、委員がおっしゃったとおり、アフガニスタン情勢という

ものを私どもの方で見きわめた上での話でありますので、具体的にそういう、委員がおっしゃるよ

うな状況下では送還される状況が整つていな

いと、こういうことでございます。

○江田五月君 やはり、それ以上詰めませんが、

実情をよくお調べになつたり、あるいはその当事者の意見を十分聞いたりしながら、形式的に進めればよろしいんだということではなくて、やはりやらなきゃいけないと。今回のケースは、この個

別のケースは別として、我が国の難民認定が余りにも厳格で難民条約の締結国として受け入れ実績

が異常なほど少ない。こういうことでは、これは

国際社会の中で名譽ある地位を占めるわけにはい

かない。

森山法務大臣、もっと積極的に難民受け入れをすべきだと、本件の事件とは別に、と思ひます

が、いかがですか。

○國務大臣(森山眞弓君) 難民を受け入れること

は嫌だと言つてゐるわけではありませんで、本

合は、これは当然軽いということにはならないと

請していただければ受け入れたいというふうに思つております。

ななかか、御存じのように、日本の場合は、今までの地理的、歴史的な経緯等で、難民として日本に難民認定してもらいたいと申請される方が今まで非常に少なかつたということが第一の原因でございますので、申請があればいつでも積極的に審査をし、条件がかなえば受け入れるということは当然でございます。

○江田五月君 國際社会が一致して二十一世紀の国際秩序をしっかりとしたものに仕上げていこうと、そのため、どのくらい必要かよくわかりませんが、自衛隊も出そうというわけですから、出す方だけではなくて入れる方もひとつ積極的にやつて、日本というのが國際社会の中で存在感のあるそういう国になつていかなきやと思います。

それはそれとして、先日に引き続いて刑法改正を質問します。

危険運転致死傷罪については、まだ聞きたいこともあります。時間が関係できょうは免除の規定を質問します。

衆議院の参考人質疑でも、被害者の方を代表して井手参考人が免除の規定の削除を強く主張された。きょうは井上郁美参考人が、免除の規定が一方であつて、他方で危険運転致死傷罪があつて、危険運転致死傷罪でなければ普通の業務上過失致死傷はもう全部免除の対象になるようだ、そういう理解がぱつと広がつて、そしてこれは大変だ

うことだつたけれども、よく聞いて、だんだん何をお考えかはわかつてきたというようなお話をした。

やつぱり、十分な議論が必要なんだなどいうことを痛感したんですが、そこで免除の規定が適用されるような事例をもう少し明らかにしていただきたいと思うんですが、まず軽い、これはどの程

度なら軽いか。傷跡が残つてしまつたり、あるいは三回ぐらいということもあるわけですが、結局それが、例えば一週間置きに来てくださいというよ

うなケースもこれよくあるわけです。

したがいまして、通常、加療という言葉で考え

ておりますのは、その間、例えば捻挫あるいは打撲であれば湿布薬を張つておくとか、そういうこ

思いますが、いかがですか。

○副大臣(横内正明君) 傷害が軽いかどうかとい

うのは、加療期間だけではなくて傷害の種類とか内容とか、そういうものを総合的に判断をして社

会通念で決めるということになると思います。

したがいまして、加療期間だけで決められるわけではございませんけれども、この一つの目安と

して申し上げますと、打撲傷とか捻挫なんかの場合には、大体加療期間は二ないし三週間程度にとどまるのが多いようでございまして、およそそこ

の程度のものであれば傷害が軽いときに当たる場合が多いというふうに考えております。

○江田五月君 打撲とか捻挫とかというのは、まあ私もよくわかりませんけれども、傷跡も全然残らない、ある程度の時間がたてばすつかり、見て

も何もないと、そういう傷害ということだと思いますが、それはそれでいいですか。

○副大臣(横内正明君) おっしゃるとおりだと思

います。

○江田五月君 次に、加療二、三週間ということですが、加療というのは、やつぱり医者へ行かなければいけない、あるいは自分で湿布の張りかえをするのも加療ですかね、少なくともほつておいて時間が薬だという、その後の時間が薬だというところは加療に入らないんだろうと思いますが、そ

うすると、二、三週間もずっと湿布の張りかえしなきやならぬ捻挫、打撲、結構重いなという感じがしますが、そうですかね、もうちょっと短くな

りませんか。

○政府参考人(古田佑紀君) 確かに、加療期間と

いうのははどういうふうに考えるか、これはいろんなケースがあるわけでございまして、実際にお医者さんに行く回数ということで申し上げますと、

三回ぐらいということもあるわけですが、結局それが、例えば一週間置きに来てくださいとい

うなケースもこれよくあるわけです。

したがいまして、通常、加療という言葉で考

えておりますのは、その間、例えば捻挫あるいは打

撲であれば湿布薬を張つておくとか、そういうこ

とが必要だとお医者さんの方で考えている、そういうような期間ということにならうかと思います。

ですから、もちろんその後、そういうふうな気があれば、逆にその後、もう湿布とかそういうことをしなくてもいいですよというときには実はほとんど治っているということであろうかと思われるわけです。

○江田五月君 この辺は、そこで一日違つたらどうかというような議論をしてもしやうがないので、大体今のはやりとりのニュアンスでわかつて、ただくしかないかと思ひますが、要するにそういう本当に軽い傷害の場合と。

例えは、保険請求や何かの関係で完全に示談を成立して、そのことについてはもう後くされ何もない、きれいにそういう関係は済んで、しかし被害者が、私はこの事故については加害者の処罰は求めるんだと。示談については完全に成立して何ももう問題は起きないんだけども、加害者の処罰は求めるんだと、こう言つている場合は、これ

○副大臣(横内正明君) 被害者が処罰をしてもらいたいと、そういうふうに明確に意思表示をしている場合とということござりますけれども、免除規定が適用されるかどうかは、被害者の処罰意愿のほかに、事故の態様とか過失の程度、内容、被害の状況、慰謝の措置、改悛の情等のすべての状況を、情状を総合的に考慮して決められるものでございますけれども、被害者の処罰意思というのは免除規定の要件である「情状により、」というものを検討する際ににおいて重要な判断要素になるものと考えております。

○江田五月君 そこで、被害者の処罰を求める意

思というのは、単に被害者が自分勝手に言つていいというよりも、事故についてはけがも小さかつたし、大した過失じゃないし、示談も全部できてるし、しかしその加害者のそれまでの交通事故歴、違反歴を見ると、これはちょっと、私のケー

スはいいけれども、免除ということではないかね  
と、私としてはやっぱり處罰をしてもらいたいと  
思うと、そういう場合もあるわけですよ。

したがつて、きょうの午前中の井上参考人の御  
意見は、やはり加害者のそういう犯歴等の情報  
は、免除規定の適用に当たつては被害者に十分情  
報を開示されるべきだという。そういう意見が  
あつたんですが、これはいかがですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 情報開示と申します  
か、むしろ交通関係のそういう前科、前歴の有無  
あるいはその回数、こういうのは刑の免除規定、  
刑の免除が相当かどうかということを考える上で  
非常に重要な要素となつていくと思つております。

したがいまして、これまで何度も相当重大な遺反をやつてゐる、あるいは過去にもかなりの不注意等で事故を起こしているとか、そういう前科歴、こういうふうなもののが認められるようなどきには、「一般的に申し上げて、ここで言う『情状により、』には該当しないことになるだらう」と考へております。

この加害者については刑の免除をしてやつてほし  
いと、そういうことを言うような、あるいは言う  
が言わないかを判断してもらうような場合に、加  
害者の犯歴情報は被害者には開示をされてはいか  
がですか、そういう扱いにしてはどうですかとい  
うことを聞いています。

○政府参考人(古田佑紀君) そういう御指摘では  
ござりますけれども、これはやはり前科前歴をど  
の程度ほかの人に開示するかということは本人の  
プライバシー等とも、相当考えてやらなければな  
らないことで、慎重に考えなければならない問題  
だと考えております。

そこで、そこをちょっとと飛ばして、先ほど申し  
上げましたように、一般的に免除規定が適用され  
るという前提としては、そういう前科前歴関係、  
こういうのも十分考慮されるということを申し上  
げたわけです。

○江田五月君 適切な処理をお願いします。もうそれ以上詰めませんが、幾ら被害者が加害者からいろいろ言われて免除してやってくださいと言つたとしても、それは、被害者には伝えていいけれども加害者に重大な交通犯歴があるというような場合には、それはやっぱり困る、そのまま免除相当だといって起訴猶予にするのは、ということを指摘しておきます。

被害者の免除の意思表示、これはやはり書面で、例えば調書であるとかあるいは示談書であるとか、そういうところによつてはつきりと認められなきやならぬと思いますが、それもちょっと飛ばして、これで起訴猶予に法的根拠が与えられるということになつて、従来も交通事故をすべて起

訴するんじゃなくて、一定の事故については起訴猶予にしておつたと、したがつて実際の裁判主文の違ひというのが、例えば従来よりも公訴提起が少なくなつて起訴猶予が多くなるとか、そういうことではないというよう伺つてゐるんですが、これはそれでいいですか。

○江田五月君 そうすると、何のために免除規定を設けるのかがよくわからぬのですが、めり張りつけるということですから。めり張りつけるということは、しかし検査がおろそかになるということであってはいけない。めり張りですから、やっぱり検査はきっちりやるということになきやならぬと思いますが、当然だと思いますが、いかがですか。これは検察署担当の法務省と警察と両方。

○政府参考人（古田佑紀君） 御指摘のとおり、きっちりやらなければならぬと考えております。

○政府参考人（坂東自朗君） 警察サイドにおきましても、御指摘のとおりございますので、そついた方向で都道府県警察を、仮に免除規定ができたとしても指導していくといきたいと、このように考えております。

○江田五月君 ですから、例えば実況見分はしつります。

かりとやる、そのときの見取り図はちゃんとつ  
くつておくと、だけど、それを方眼紙などに定規  
を使ってびつとかくよくなその書類の作成のところは、免除相当で起訴猶予にするような事案であ  
れば、そこは実況見分のときのいろんなメモ書き  
でもつてかえることができるとか、そういうよう  
な扱いだらうと思いますが、これはこれからいろ  
いろお決めになるんでしょうが、よく協議の上、  
間違いのない決め方をしてほしいと。写真を撮つ  
ても、その写真をちゃんと写真撮影報告書に全部  
仕上げるというところまでやると大変だけれども、  
しかし写真を撮るのをおろそかにして、しか  
なつたりするようなことのないように、これは

ちゃんとやっていたきたいと。家裁の送致は、これは家裁では、免除という家庭裁判所の決定はないわけですが、免除相当だからといってどうような送致意見をつけられないと思いますが、どうなりますか。

○副大臣（横内正明君）　御指摘のとおり、家庭裁判所の少年保護事件につきましては、刑の言い渡されることは行われませんので、刑の免除が言い渡されることはないということでござります。

○江田五月君　　ないでので、しかし事案としては、年齢問題を詐称すると裁量的免除相当の事案といふのは少年事件の場合でもある。その場合は仄らく不処分とか不開始とかいうような意見をつけるということになるんでしょうね。まあ結構です。

次、交通安全対策のことをちょっと伺いたいんですが、時間の関係上ちょっと先に行つて、刑事訴訟法の方を伺います。

今回の改正の背景となつた実態、未済徵収金額の現状とか、あるいは自由刑、財産刑ごとの適刑者の実情など、これは一応資料をいただいておるんですが、きのうの私への説明ですと、ことしの1月から三カ月間調査をして、約一万六千件の照会に対し四百件弱の回答拒否があつたとのことです、が、この回答拒否の公務所または公私の団体は

ごとの件数、これを明らかにしてください。

○政府参考人(古田佑紀君) この照会状況につきましては、地方公共団体について照会したもののが全部で一万二千六百件ほどになりますが、そのうち二百五十八件が照会に対し回答を拒否されています。これが一番多いんですけれども、そのほか、電話会社に対しまして二千二百件ほどの照会をしたところ、五十三件の回答が拒否されております。あと職業安定所で、これは二百五十六件照会のうち十六件が回答が拒否され、税事務所で百件の照会で二十八件。その他、一々細かく団体名は申し上げませんけれども、約四千五百六十件中二十二件が回答を拒否された例がございます。

トータルでいいますと三百七十七件、これは自由刑もひつくるめてですが、回答が拒否された例がございます。

○江田五月君 三ヶ月でざつと二万六千件程度の照会に対し三百七十七件、拒否をされておるということです。が、今回のこういう規定ができるれば根拠規定があるわけだからその拒否される例が少なくなるであろうということですが、地方公共団体、これはもう大部分が回答してくれている。この部分については根拠規定ができたということですが働くような気がいたします。金融機関はすべて回答してくれているので、これはいいと。電話会社、これが若干ありますが、ここにも影響あるでしょうか。病院、陸運事務所、法務局、公共職業安定所、これも若干ありますが、規定が働くでしようかね。

税の関係。税の関係については、この規定があると照会に応じてもらえるようになると。税事務所と書いて、百件中二十八件が拒否ですが、この二十八件がゼロになると、こう法務省の方はお考えですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 法律に基づく照会でございますので基本的には御回答をいただけるものと考えておりますが、一方で、委員御案内との例えればこれは社会保険事務所、四件照会して四件拒否されたというのですが、社会保険事項があるわけでございまして、そういう点につ

いては、裁判の執行という公益と守秘義務によつて守られるべき利益との判断で、物によってはやはり守秘義務の方が優先すると判断される場合もあります。

○江田五月君 これは、この法案の立案過程では財務省の方とは法務省は協議はされておるんですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 政府が提案する場合にはすべて各府省庁と協議をいたすと、こうしたことになつております。

○江田五月君 国税庁はお見えですよね。国税庁に對して三百七十七件、拒否をされておるという方は、こういう規定ができるば、従来はどうも根拠規定があるわけだからその拒否される例が少なくて、これが若干ありますが、ここにも影響あるでどうか。病院、陸運事務所、法務局、公共職業安定所、これも若干ありますが、規定が働くで

ようかね。

○江田五月君 お答えいたします。

○政府参考人(村上喜堂君) お答えいたします。

○江田五月君

この照会も、結局内容に応じていろんな

場合がございますので、それについて事細かに具體的な例までということになりますと、これはなかなか難しいということになりますと、こういった細かい協議はいたしておりません。

○江田五月君 国税庁はお見えですよね。国税庁に對して三百七十七件、拒否をされておるということです。が、今回のこういう規定ができるれば根拠規定があるわけだからその拒否される例が少なくて、これが若干ありますが、ここにも影響あるでどうか。病院、陸運事務所、法務局、公共職業安定所、これも若干ありますが、規定が働くで

ようかね。

○江田五月君 その他のことがあって、自由刑

ですか。

○政府参考人(富岡悟君) 年金受給者に關しますデータにつきましては、受給金額、老齢年金であるか障害年金であるか遺族年金であるのかとといった種別、それから内縁、障害といったことを含む家族や扶養関係等を含むものであります。

○江田五月君 これは、この法案の立案過程では会によって御回答がいただけるものと考えております。

○江田五月君 これは、この法案の立案過程ではあり得ると思います。しかし、かなりの部分は照会をしたところ、五十三件の回答が拒否されておりました。

○江田五月君 これは、この法案の立案過程ではあります。

ものは、車両の円滑な通行に影響を与える可能性はありますけれども、歩行者の安全確保のための有力な手段の一つと私どもは認識しております。

したがいまして、警察庁では交通状況あるいは地域住民の要望等を勘案して、全国で百交差点を抽出して歩車分離信号のモデル運用を行つとうございました。

○江田五月君 前方の信号が赤で、そして矢印、青の矢印で示すと。これで例えれば左折の車とその車がこれまで来たと同じ方向に渡つていく歩行者がとが分離されるという、そういう信号が仮にあります。

○江田五月君 前方赤です。青い矢印、真っ正面だけはついているけれども、右、左のものはついていない。

○江田五月君 これは赤信号だから、これを殊さら無視して左折をすると、その他の要件を満たせますが、危険運転になりますね、法務省。

○江田五月君 前方の信号が赤で、そして矢印、青の矢印で示すと。これで例えれば左折の車とその車がこれまで来たと同じ方向に渡つていく歩行者がとが分離されるという、そういう信号が仮にあります。

○江田五月君 これは赤信号だから、これを殊さら無視して左折をすると、その他の要件を満たせますが、危険運転になりますね、法務省。

人の資産が十分ではなくて徴収が難しくなっています。同じ指摘の答弁があるわけです。

法人に対するこういう罰金の主な罪名が何になつてているのか、そして未済徴収金額のうち法人向けというのはどれだけの割合を占めているんでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 罰金の徴収未済金額全体について、法人、個人別の内訳あるいは罪名別の内訳の統計はちょっと手元にございませんが、東京地検の例で申し上げますと、本庁で平成十二年度におきます罰金の未済金額が全体で約十六億一千万でございます。そのうち、罪名別で一一番多いのは法人税法違反、これが約十一億円で六・三%に上ります。その次が所得税法違反の約三億円で一八・六%と、金額からするとそういうことになつております。

○井上哲士君 この十六億というのは個人も法人も合わせての金額ですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 法人税法違反という罪名となつておりますので、それが言い渡されたものが個人あるいは法人いずれかといふところまでは、申しわけありませんが、ちょっと今数字はございません。

○井上哲士君 そうすると、東京地検だけでも全体の未済徴収金額のうちの法人向けの割合というものは把握されていないんでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 法人だけという形では、申しわけありませんけれども、数字は持ち合わせておりません。

○井上哲士君 この法制審の検討結果報告でも、労役場留置のない法人に対する罰金のうちに将来の執行を担保するための保全手続が必要ではないかという議論も行なわれております。一方、これについでは随分反対の声もありまして結論が出されていませんが、今までこの分野には踏み込めていないわけで、今後、法人からのこういう高額罰金の徴収、引き上げるというためにどういう方策が検討をされているんでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘のとおり、法

人に対する罰金は、法人の資産、これがないと徴収は非常に困難な状態でございまして、現実問題としては、実務的にはその法人の関係者等を説得して少しずつでも何とか納めるようにして少しずつでも何とか納めるようになりますが、ここでやつてることが多いわけでございますが、これを制度的にどういうふうにしていけば一番いいのかと。これについては、ただいま委員の方から

も御指摘がありましたとおり、かつて法制審議会の財産刑検討小委員会でいろんな議論があつたわけですが、やはりいきなり保全とか調査とかそういう手続を入れるということは、罰金の性格からしていかがなものかといふ意見もあり結論が出来ます。

○井上哲士君 けさの参考人の質疑でも厳罰化というは特効薬でないんだということが繰り返し言われておきました。やはり、一番の目的である

交通事故、その犠牲者を減らすという点で、安全教育、道路交通環境の整備、被害者医療体制の充実、被害者の救済制度など、あらゆる段階での手

罰が執行されないということは、刑に対する感銘力といいますか、そういうものを減殺させるものともなりますので、現在、刑罪関係の基本法制、刑事関係の基本法の整備の一環としてどういうふうな方法が考えられるか検討を続いているといふ状況でございます。

○井上哲士君 大変高額な罰金もあり、しかもいわゆる資産隠しなども含めて罰金を逃れようとする者、やっぱり悪質なものについてしっかりと微収をするということは大変重要なわけで、ぜひ検討を深めていただきたいと思うんです。

それから、けさの参考人の質疑の中でもイギリスの例なども出たんですが、この労役場留置にかかるものとして社会奉仕命令制度の導入などを検討が進められていると思うんですが、その経過や今後の展望といふところではどうでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 確かに、社会奉仕命令がほかの国で採用されている例もありまして、これにつきましてもいろんな角度から検討をしておりますが、これにつきましてもいろいろな角度から検討をしておりますが、これについても検討しなければならない問題が多いということで結論を得られるには至つております。

○井上哲士君 平成十二年度版の交通安全白書を見ておりますと、指定自動車教習所の教育内容では、「安全運転に必要な技能と知識はもとより社会的責任を身につけた健全な交通社会人としての運転者を養成する」と、こうしたこととしているだけでありましたが、先ほどのあの基本計画を読みますと、「遺族の悲しみを始めとする交通事故の悲惨さの理解を深める教育等を行う」というふうに、遺族の悲しみへの理解ということを非常に踏み込んで言われている。これは私は大変大事なことだと思います。

この問題が、今回の重罰化という刑法の改正に連反した場合に、じゃ、どういうふうにし、そこには矯正というか実効性を上げていくのかと、そういうふうな問題を中心に行なつてきています。研究及び検討を行なつてきています。

刑罰体系のいろんなところで見直しといふこととも今後必要になると考えておりまして、そういうものの一環として、さらに必要な調査あるいは検討を進めたいと考えております。

○井上哲士君 けさの参考人の質疑でも厳罰化というは特効薬でないんだということが繰り返し言われておりました。やはり、一番の目的である交通事故、その犠牲者を減らすという点で、安全教育、道路交通環境の整備、被害者医療体制の充実、被害者の救済制度など、あらゆる段階での手

罰が執行されないということは、刑に対する感銘力といいますか、そういうものを減殺させるものともなりますので、現在、刑罪関係の基本法制、

刑事関係の基本法の整備の一環としてどういうふうな方法が考えられるか検討を続いているといふ状況でございます。

○井上哲士君 大変高額な罰金もあり、しかもいわゆる資産隠しなども含めて罰金を逃れようとする者、やっぱり悪質なものについてしっかりと微収をするということは大変重要なわけで、ぜひ検討を深めていただきたいと思うんです。

それから、けさの参考人の質疑の中でもイギリスの例なども出たんですが、この労役場留置にかかるものとして社会奉仕命令制度の導入などを検討が進められていると思うんですが、その経過や今後の展望といふところではどうでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 確かに、社会奉仕命令がほかの国で採用されている例もありまして、これにつきましてもいろんな角度から検討をしておりますが、これにつきましてもいろいろな角度から検討をしておりますが、これについても検討しなければならない問題が多いということで結論を得られるには至つております。

もう一つのお尋ね、刑の免除規定が設けられます。

○井上哲士君 ところのないようによつては、運転免許の停止処分を受けた者が受けける講習でございますが、そういう停止処分者講習におきまして、被害者の方やあるいは御遺族の方を講師とするような講習を行なっているところでございます。さらにもう自動車教習所での教習と

一方では、先ほど来議論になりますように、刑の免除という規定が入つたことが、いわば軽微なものについても大したことないんだというモラルハザードを起こすんじやないかという指摘がいろんな方面からされております。この点でのやはり運転手への教育内容というのはどういうふうに具体的に実施しているのか、その点をお伺いします。

○政府参考人(坂東自朗君) 交通事故に遭われた御遺族の方々の悲しみなどを運転者に対してどのように教育をしているのかというお尋ねでございますが、委員御指摘のような形でいろんな機会で

一方では、先ほど来議論になりますように、刑の免除という規定が入つたことが、いわば軽微なものについても大したことないんだというモラルハザードを起こすんじやないかという指摘がいろんな方面からされております。この点でのやはり運

害者になった場合の種々の刑事上の責任、あるいは行政上の責任、あるいは民事上の責任、そういった種々の責任について自動車教習所での教育とか、あるいは更新時講習の場においても十分に教育をして交通事故の防止を図ることが重要であるというように認識しておりますので、今後ともそういう教育に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、警察いたしましては、軽微な交通事故の場合はあつても、その行為に基づいた行政処分につきましてはこれまでと同様、将来における道路交通事故の危険を防止するため的確に行うべきものと、このように考えておりまして、この点につきましてもいろんな講習の場、あるいは教習の場で強調してまいりたい、このように考えております。

○井上哲士君 この点は遺族の方なども大変心配をされていることありますので、今後具体的な教育内容等については詰められていくんだと思うんですが、ぜひこの点徹底をお願いしたいと思います。

次に、事故を起こさない道路交通環境の整備の問題です。

○井上哲士君 この点は遺族の方なども大変心配をされていることありますので、今後具体的な教育内容等については詰められていくんだと思うんですが、ぜひこの点徹底をお願いしたいと思います。

○政府参考人(坂東自朗君) お答えいたします。昨年、平成十二年中の交通事故の死傷者数は百十六万余ということになつております。その中で歩行者の占める割合は八%でございます。そして、自転車の占める割合は一五%でございます。それからさらに、原動機付自転車を含むいわゆる二輪車の割合は一六%ということになつております。

これを欧米と比較してどうかというお尋ねでございますが、交通事故の三十日以内の死者数のデータしか持つておりませんので、このデータで比較してみますと、交通事故死者数全体に占める

歩行者の割合は、我が国が二九%であるのに対しまして、アメリカでは一三%、それからイギリスでは二六%、ドイツでは一三%という形になつております。それから、死者数全体に占める自転車の割合でございますけれども、日本では一三%であるのに対しまして、アメリカでは二%、イギリスでは五%、ドイツでは九%。それから、死者数

という事になります。

○井上哲士君 歩行者、自転車、二輪車を合計し

ますと日本がかなり高くなつているわけなんですが、この理由はどういうふうにお考えでしょう

○政府参考人(坂東自朗君) そういつた、どうい

う理由かということでございますけれども、当然ながら道路交通事情といふものは各国によってさまざまです。そこで、一概にこれが一つの理

由であるということはなかなか断定することは困難であるということはぜひ御理解いただきたいと

思いますが、ただ我が国の道路交通環境の特徴いたしましては、一つは、歩行者とか自転

車、二輪車、この死傷者の合計の数と割合は幾ら

なのかな、そして割合は欧米各國と比較してどうな

のか、お答え願います。

○政府参考人(坂東自朗君) お答えいたします。

交通事故全体の死傷者に占める歩行者、自転車、二輪車、この死傷者の合計の数と割合は幾らなのかな、そして割合は欧米各國と比較してどうな

のか、お答え願います。

○政府参考人(坂東自朗君) お答えいたします。歩行者、自転車、二輪車、この死傷者の合計の数と割合は幾らなのかな、そして割合は欧米各國と比較してどうな

のか、お答え願います。

○政府参考人(坂東自朗君) お答えいたします。

○政府参考人(坂東自朗君) お答えをされ

いたしますと過密であるといったようなことが挙げられます。こうしたことから、歩行中あるいは自転車乗車中の死者の占める割合が比較的高くなっている一因ではないか、このように考えられるところでございます。

○井上哲士君 今三つ理由を挙げられましたけれども、いずれもいわば人の命よりも車の運行優先

という流れの中のものだと思うんですね。大変交通弱者にとって住みにくい都市づくり、町づくりになつてきていることのあらわれだと思います。

○政府参考人(坂東自朗君) 歩行者と車両の通行を時間的に分離するいわゆる歩車分離信号といふものにつきましては、先ほども御答弁させていたしましたけれども、車両の円滑な通行に影響を及ぼす可能性はございますけれども、歩行者の安全確保のための有力な手法の一つと、このように認識しているところでございます。

○井上哲士君 交通ルールの考え方になじまない

六月の内閣委員会でも我が党議員が質問をしておるんですが、その中で全国的な実態調査と対策とすることを求めたわけであります。警察庁の御答弁は、都道府県の公安委員会による総合的判断だということが繰り返されました。今回、警察

局としてこういうモデル事業に乗り出したというところは、もちろん最終決定は都道府県の公安委員会ということになるんでしょうが、警察庁として何らかのガイドラインなどをこの事業の結果に

よつて打ち出して、警察庁のイニシアチブで全国的推進を図るんだと、こういう立場でよろしいですね。

○政府参考人(坂東自朗君) 警察庁ではこのモード運用というのを通じまして、歩車分離信号機の設置方針というものを、先ほど申しましたように、いろんな方から御意見等を聴取しながら、あるいは効果分析等を行なながらこの歩車分離信号の設置方針等を取りまとめまして、今後の交通安全施設の整備に活用してまいる所存でございます。

○井上哲士君 典型的ないろんな危険な交差点は抽出ができるわけですから、こういう場合にはこうやつたら効果的だとか、これはぜひ警察庁としてしつかりガイドラインをつくって広げていただきたいと思うんですね。

その中で、先ほど挙げました長谷さんの子供の事故の場合も、必ずしも通行者の多い交差点ではありませんでした。逆に、一日の横断者は少ないけれども、砂利を運ぶトラックが走っている。いつもないからということで、運転手がいわば悪なれで、ほとんど見ずに左折をして巻き込まれるという事故がありました。

ですから、事業の対象としては、いわゆる交通の通行状況とか、通学路になつていてるかとか、過去の事故の状況とか、こういうことも総合的に見て対象とすべきだと思うんですが、その上で、例えば長谷さんの場合は押しボタン式の分離信号といふ提案もされているわけですね。そういうさまざまなものも含めて、そういう通行量の少ないところも必要なところには設置をしていくという方向でよろしいでしょうか。

○政府参考人(坂東自朗君) ただいま御答弁申しましたように、警察庁では設置方針というものを取りまとめていたいというふうに考えておりますが、具体的に歩車分離信号を導入するというのは委員御指摘のように都道府県警察というものが決定するところでございますので、都道府県警察におき

ましては、やはり現場の具体的な交通状況とか、あるいは地域住民あるいは関係行政機関等の意見、要望といったものを総合的に勘案した上で、見、要望といったものを総合的に勘案した上で、

歩車分離信号を設置するかどうかの適否について判断することになろうかと思いますが、具体的に申しますと、やはり一つは歩行者や右左折車両の事故が多く発生しているような交差点とか、あるいは通学路が付近に存在する交差点とか、あるいは歩行者等が多く歩車分離をした方が交通の円滑に資すると考えられる交差点等が考えられるのではないかと思います。

それで、現在、全国でわずか千五百基というところなんですが、このモデル事業が発表されたときのマスコミの報道では、将来的にはできる限りすべての交差点に歩車分離信号を導入したいと、こういう警察庁のコメントも出ておりますが、こういった立場で推進をしていくことで再度確認をしたいんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(坂東自朗君) ただいま御説明いたしましたとおり、最終的には都道府県公安委員会が判断して設置するかどうかというのを決めていくといふことになりますが、推定死亡者が、ドクターへりのマスクをつけていたときに交通事故が起こるという場合があります。そういう事故が起こるという場合には緊急医療体制の充実が必要なわけです。

ですから、事業の対象としては、いわゆる交通の通行状況とか、通学路になつていてるかとか、過去の事故の状況とか、こういうことも総合的に見て対象とすべきだと思うんですが、その上で、例も勘案しながら、最終的にはいろんな方々の御意見等も聞きながら、総合的にその設置の可否あるいは適否というものを判断していくことがあります。

○井上哲士君 できる限り必要なところにつけていくという、その立場は大丈夫ですね。

○政府参考人(坂東自朗君) 冒頭に御答弁申しましたように、歩車分離信号といふものは、歩行者

の立場で見ればこれは歩行者の安全確保といふ観点から見ればこれは歩行者の安全確保といふものに非常に大きな効果があるということを我々の試行を受けて、促進のための現状と方向についてはどうなつてているでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 十一年度、十二年度の試行を受けまして十三年度、つまり本年度でございますが、岡山、静岡、福岡、千葉、愛知等の五県においてドクターヘリの導入をすることとい

いのかをということも考えなきやいけませんの最終的には各都道府県公安委員会が判断をして設置していくことになろうかと思います。

繰り返しで恐縮ですが、そういう基本的なスタンスでございます。

○井上哲士君 もちろん、全部の交差点を分離にしませんということはだれも言わないわけで、よく状況を見ながら、本当に期待されている事業でありますから、積極的に推進をしていただきたいと思います。

こういう道路安全環境を整備しても、不幸にして事故が起こるという場合があります。そういう事故が起こるという場合には緊急医療体制の充実が必要なわけです。

○政府参考人(坂東自朗君) ただいま御説明いたしましたとおり、最終的には都道府県公安委員会が判断して設置するかどうかというのを決めて二月三月まで試行的事業を行つていらっしゃいます。が、その治療実績というのはどういうことだった強調をされております。

厚労省にも来ていただいておりますが、ことしの三月まで試行的事業を行つていらっしゃいますが、その治療実績というのはどういうことだった強調をされております。

○政府参考人(篠崎英夫君) 一年半の試行事業の結果でございますが、推定死亡者が、ドクターへりを使った場合は、使わなかつた場合に比べて二百四十三名から百三十名に、百十三名の減少が推計される、また障害ありと推定された者が百三十名から七十九名に、五十四名の減少が推計されるというようなことでございまして、ドクターへりの導入により顕著な効果が上がったことが検証されましたと考えております。

○井上哲士君 確実に命が救われているという、非常にいい結果だと思います。

○政府参考人(坂東自朗君) この試行を受けて、促進のための現状と方向についてはどうなつているでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 十一年度、十二年度の試行を受けまして十三年度、つまり本年度でございますが、岡山、静岡、福岡、千葉、愛知等の五県においてドクターヘリの導入をすることとい

たしております。将来的には都道府県事業として三十カ所程度の配備を目指したいと考えております。

○井上哲士君 諸外国では大変大きな成果を上げておりますし、まず三十カ所ということでおどろくところでございます。

○井上哲士君 諸外国では大変大きな成果を上げています。では事故といふのはなくならないわけでありま

けでは事故といふのはなくならないわけでありまして、今回の刑法改正とあわせまして、交通安全施策を総合的に進めて交通事故を減らしていく、遺族の悲しみを一度と起らぬないようにしてい

く、そういう点での大臣の決意をお願いいたします。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおり、交通事故の減少、撲滅のためには罰則の整備だけではなく十分ではございません。もちろん、交通に関する行政上の規制、制裁を初め、道路及び交通安全施設の整備、交通安全教育、その他各種の行政的施策の充実を図ることが必要でございまして、國務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおり、交通事故の減少、撲滅のためには罰則の整備だけではなく十分ではございません。もちろん、交通に関する行政上の規制、制裁を初め、道路及び交通安全施設の整備、交通安全教育、その他各種の行政的施策の充実を図ることが必要でございまして、國務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおり、交通

死傷事犯に対する処罰を強化するためには罰則の整備だけではなく十分ではございません。もちろん、交通に関する行政上の規制、制裁を初め、道路及び交通安全施設の整備、交通安全教育、その他各種の行政的施策の充実を図ることが必要でございまして、國務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおり、交通死傷事犯に対する一般的な予防効果が期待できるなど、全体として交通事犯の減少、撲滅に資するものと考えております。

そこで、この法律案が成立施行された暁に死傷行為を行つて、それによる業務上過失傷害事犯に死傷事犯に対し、それによる重い処罰を可能とするために危険運転致死傷罪を新設することとし、もつて事案の実態に即した処罰と科刑を実現しようとするものであり、悪質、危険な運転行為を行つて者に対する一般的な予防効果が期待できるなど、全体として交通事犯の減少、撲滅に資するものと考えております。

そこで、この法律案が成立施行された暁に死傷行為を行つて者に対する一般的な予防効果が期待できるなど、全体として交通事犯の減少、撲滅に資するものと考えております。

くなるように努めてまいりたいと考えます。  
○福島瑞穂君　社会民主党の福島瑞穂です。  
刑法、刑訴法の改正の前に二点、質問通告す。

いらないんですけど、お聞きをしたいと思います。  
一つ目は、民法改正で、この点は本当に悲願と

いう感じなんですが、御存じ衆議院には、民主、社民、共産と、それから公明党がそれぞれ議員立法として提出をしております。参議院は、民主、

社民、共産があわせて議員立法で提出をしております。法務省が閣議決定を経た閣法として提出されることをタウンミーティングやいろんなときに明らかになつてますが、若い人たちには特に望んでおります。森山法務大臣、いかがでしようか。

えますとおり、私個人としてはぜひ実現したいと考え続けておりますが、内閣として提出するというためにはいろいろな条件を整えなければいけませんので、今も鋭意努力しているところでございますが、まだちょっと最後のところがクリアできておりません。もう臨時国会は残り少のうござりますけれども、最後まで希望を捨てないで頑張っていただきたいと思っております。

○福島瑞穂君　ぜひ頑張つてください。福田官房長官を初め優しい男性がたくさんいらっしゃいますので、女性と若い人に優しい男性も大変多いです

すから、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

二点目は、一九六〇年の農民の問題について、先ほど江田委員の方からも質問がありました。

この法務委員会ほかの委員会でもこの点は質問が出たところですが、タリバン政権に迫害された

として少数民族ハザラ族の人たちが、アフガン国籍の人たち九人が法務省に難民認定をし、難民認

定が認められなくて九人が収容され、その後執行停止が認められた人と認められていない人と分か

れたと。現在、強制退去令が出ていりというふう

に江田委員の質問に答えられたんですか、現在そのことでよろしいでしょうか。

○国務大臣（森山眞弓君） 四人のその通告ができる

○福島瑞穂君 難民の地位に関する条約三十三条は、「締約国は、難民を、いかなる方法によつて構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない。」となつてゐます。もちろん、これは難民に対するで、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団ですが、今回、アフガニスタン国籍で難民認定をした人たちは、強制退去されるとするとアフガニスタンに強制送還される危険性が自分の国籍国ですから大変悪いのですが、そうしますと、今空爆がどうなるか、地上戦もあるアフガニスタンへ強制退去されることになるので、きのうの五人については判断が出るということだったんですが、くろぐれも強制退去令書を発付し、アフガニスタンへ送還されないように強く改めて要望したいと思います。

では、本題の刑法、刑訴法の改正についてお聞きをいたします。

午前中、参考人の中で、井上参考人の方から、刑務所における中できちつと受刑者に対してもつとプログラムを充実させてほしいという要望がありました。特に、アルコール・薬物依存症の人に対して、そくならないようにならなくてはいけないという要望がありました。現在、交通刑務所、一般刑務所のそれぞれにおいて薬物・アルコール依存症の人に対するどのようなプログラムが組まれているか教えてください。

○副大臣 横内正明君 一般刑務所、交通刑務所におきましてアルコールないしは薬物依存症の受刑者のためにどのような更生プログラムが用意されているかという御質問でございます。

まず、薬物依存症の受刑者に関しては覚せい剤乱用防止教育を実施しておりますが、具体的には、方々に対しては強制退去命令が発せられております。残りの五人の方々は指定の日においていただけなかつたものですから、改めて出てきていただきまして決定された内容を通告するという予定になつております。

には講義とか、あるいはグループ討議、あるいは視聴覚教材を活用した講義というようなことがあります。また、民間のリハビリ施設のN

P.O.的なそういう方々なんかにも部外指導者として来ていただいて協力を得て いる施設もあるとい

うふうに聞いております。  
アルコール依存症の受刑者に関しては酒害教育を実施しているわけでござりますけれども、この場合につき、三五〇日、二二七日、二二九日

この場合にはも、先ほど申し上げましたようなカルーケー討議とか視聴覚教材を使つた講義のほうに、部外から断酒会とかそういうアルコール休止

存症からの回復を目指すいろんな自助グループがありますけれども、そういうところの会員の協もいただいて更生教育をしているという状況でござい

さいます  
○福島瑞穂君 実効性は上がっているんでしょ  
か。どういうふうに認識されていらっしゃる  
でしょうか。

○副大臣（横内正明君） 具体的な効果について  
データの数字はないわけでござりますけれども、  
いろいろと参考にならうと思ふところを二つ、

いろいろと工夫をしながら改善をしていくようなプログラムを組んでやつてきておりまして、このこういった更生教育、我々としては非常に効果が上がっているというふうに思っております。

○福島瑞穂君　NPOの援助も受けて刑務所が力をしているということはNGOのグループか

逆に聞いてはいるんですね。今は一般刑務所  
通務所と同じく話してくださったんですが、  
えはアルコール依存症、薬物依存症の人でどう  
こま来るところですか?いつの間にしまうと

でも乗るときにお酒をついつい飲んでしまっても、うこともあると思うんですね。交通刑務所にお

て特に工夫していらっしゃることどうのはどうか。

○副大臣（横内正明君）　アルコール依存者を含めた交通事犯の受刑者に関しては、交通犯罪

関する道義的な反省を積極的に促して、人命を

重し安全第一を旨とするような人間になつてい  
ということを目的として交通安全教育を行つて

るわけでございます。その際、特にアルコール

具体的な教育の内容につきましては、先ほど申し上げましたグループ討議とか、あるいは視聴覚教材による講義とか、あるいは外部のN.G.Oの方、N.P.Oの方の協力をいただくとか、そういうやり方をしてあるということでございます。それで、通刑務所においても、アルコール依存者に対してはそれをグループ化した更生教育を行っているということです。

○福島瑞穂君 細かく質問通告をしなかつたので、もし今難しければ結構ですが、例えばどれぐらいの比重でアルコール依存、薬物依存からの脱却についてはプログラムをやつしていくらっしゃるんでしょうか。例えば、「一ヶ月に一遍ぐらいとか」「週間に一遍ぐらいとか、入って一年に一遍ぐらいやるとか、どれぐらいの比重でやつていらっしゃるんでしょうか。もし今わからなければ結構です」が、もしかかるようでしたら教えてください。

○副大臣(横内正明君) 今、データを持ち合わせておりません。ケース・バイ・ケースで対応していると思いますけれども、また調べまして、後日、先生に御報告、御説明をさせていただきます。

○福島瑞穂君 どうもありがとうございます。

刑務所の処遇、更生プログラムも今どんどん変わって発展していっているところなので、被害者の人たち、あるいは、加害者という言い方は変ますが、受刑者本人にとつても必要なプログラムだと思いますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

では次に、交通事犯の被害者などに対する情報提供は具体的にどのようなものに今後なるのでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 非常に一般的なお尋ねですので、どこにポイントを当てるお答えをしたいのか、あるいは御満足のいく答えにはならないかも知れませんが、御案内のとおり、検察庁によると悪癖を持っている対象者についてはグループ化をいたしまして教育を施しているところでございます。

おきましては、すべていかなる罪種でありましても被害者のおられる犯罪につきましては被害者通知制度を設けておりますし、また随時お問い合わせ等にも対応ができるようには被害者支援員制度などを各府で備えているところでございます。

したがいまして、そういうものを御利用いただいてお尋ね、あるいは前もつての御依頼があれば事件の処理、それから例えば起訴した場合にはその結果、あるいは公判がいつかとか、そういうことについての情報提供をするということになつております。

○福島瑞穂君 午前中の参考人質疑の中でも出てきたのですが、精神的なケアの問題、例えば十月十三日に施行になりました配偶者に対する暴力防止法、いわゆるドメスティック・バイオレンス防止法では、被害者のケアが重要視されていますし、加害者の更生についても調査研究の対象になつています。

○政府参考人(古田佑紀君) 検察庁におきましては、先ほど申し上げました被害者支援員、こういう者がいろんな御相談等にあづかって、その中で実質的にはカウンセリング的なことになる場合もありますでしようし、また本格的なカウンセリングが必要だということになりますれば、それは被害者保護団体その他のネットワーク、あるいは関係諸機関等を御紹介するなり連絡をする、そしてそこでそういうなことが受けられるよう便宣を図ると、そういうふうなことを現在もやつて考えております。

○福島瑞穂君 ゼビ精神的ケアの面で充実をよろしくお願いします。また具体的なことなどをぜひ教えてください。

次に、裁量的免除について、ほかの方からも質問が出ているのですが、前回、質問通告して残っておりますので、済みません、ちょっとダブルと

おきましては、すべていかなる罪種でありましても被害者のおられる犯罪につきましては被害者通知制度を設けておりますし、また随時お問い合わせ等にも対応ができるようには被害者支援員制度などを各府で備えているところでございます。

したがいまして、そういうものを御利用いただいてお尋ね、あるいは前もつての御依頼があれば事件の処理、それから例えば起訴した場合にはその結果、あるいは公判がいつかとか、そういうことについての情報提供をするということになつております。

○福島瑞穂君 午前中の参考人質疑の中でも出てきたのですが、精神的なケアの問題、例えば十月十三日に施行になりました配偶者に対する暴力防止法、いわゆるドメスティック・バイオレンス防止法では、被害者のケアが重要視されていますし、加害者の更生についても調査研究の対象になつています。

○政府参考人(古田佑紀君) 検察庁におきましては、先ほど申し上げました被害者支援員、こういう者がいろんな御相談等にあづかって、その中で実質的にはカウンセリング的なことになる場合もありますでしようし、また本格的なカウンセリングが必要だということになりますれば、それは被害者保護団体その他のネットワーク、あるいは関係諸機関等を御紹介するなり連絡をする、そしてそこでそういうなことが受けられるよう便宣を図ると、そういうふうなことを現在もやつて考えております。

○福島瑞穂君 ゼビ精神的ケアの面で充実をよろしくお願いします。また具体的なことなどをぜひ教えてください。

ころがありますが、質問させてください。

刑の裁量的免除の規定があるのですが、刑の免除は一般的に刑法の中に規定があります。ですから、犯罪一般ではなく本条のみ刑の免除を定めます。ある理由が実は本当に合理性があるのかどうかといふふうに思うのですが、刑の免除の規定が刑法にあるわけですから。この点についてはいかがでしようか。

○政府参考人(古田佑紀君) 刑法典におきましては、刑の免除は犯罪によつてその個別の事情に応じて特定の犯罪について設けられているものと理解しております。ただ、刑事訴訟法上、起訴猶予とができますので、そういう意味では軽微な交通事故について起訴猶予による弾力的な処分をこれまで行つてきているわけでございます。

ただ、今回、刑のこういう裁量的免除規定をつくという御提案を申し上げている趣旨は、実際の交通事故の非常に多くが軽い傷害で被害者の方も処罰を望んでいないというふうなケースも多く、また特に重大な交通違反も伴わない、そういうふうな実態が現実問題としてはあるわけでございます。

被害者のケアなど被害者保護策は具体的にどのようなものがあるのでしょうか。あるいはどのようなものになるのでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 検察庁におきましては、先ほど申し上げました被害者支援員、こういう者がいろんな御相談等にあづかって、その中で実質的にはカウンセリング的なことになる場合もありますでしようし、また本格的なカウンセリングが必要だということになりますれば、それは被害者保護団体その他のネットワーク、あるいは関係諸機関等を御紹介するなり連絡をする、そしてそこでそういうなことが受けられるよう便宣を図ると、そういうふうなことを現在もやつて考えております。

事件で被害者も別に起訴を例えればそんなには望んでいない、傷害も軽く起訴にするには当たらない場合は起訴猶予処分というのがあるわけであります。しかし、起訴猶予処分をきちんと使うことによって、軽微な事件で被害者感情も余りないケースを起訴するということから免れることができるわけですね。あえて刑の裁量的免除を置いた理由がやっぱり実はよくわからないのですが、いかがでしようか。

○政府参考人(古田佑紀君) 一つは、単に傷害が軽いということだけ一般的に起訴猶予とかそういったことにするとということではなくて、やはり情状が問題がない、積極的にいいといいますか、そういうこととの指針というのを、こういう非常に多い、捕獲率が非常に高い犯罪についてはその辺をはつきりさせておくということも意味があるだろうと考えているということと、先ほど申し上げましたように、刑の免除に相当するようなそういうのが類型的には幾つかあると思ひますけれども、そういうものにつきましては実際の捜査、特に捜査書類とか送致のあり方、こういうものについてできるだけの合理化を図るということの基本にもなると、そういうことからこういう規定を設けるということにしたものですございます。

○福島瑞穂君 ちょっととしつこくて申しわけないですが、起訴猶予をすれば、きちんと定型化をしてこういうケースは起訴猶予にするというふうにしてしまえば、わざわざその後、刑の免除といふ規定を設けなくてもいいわけで、別に裁量的免除の規定があるので定型的、一律的捜査の合理化をしてしまうということにはならないでしようか。

○福島瑞穂君 被害者感情というのも極めて重要な事故であればいわば日常的に見逃されるようなケースでも把握される、そういうものについて原則としてすべて刑の言い渡しをするということにしておくこと自体がいささか刑法のあるところでも必要な場面があるようになっており方としていかがなものかという問題のほかに、そういう処罰価値がほとんどないようなそういう事案につきまして、捜査書類の作成の合理化、その他の捜査の合理化を図り、全体として真にきちっと捜査をして処罰すべき事案に対しても捜査のリソースを集中させることができるようにしたいと、そういうふうな考え方で御提案を申し上げてい

ることでありますけれども、それが可能ではありますけれども、御案内とのおりいろんな形態の事故がありますので、すべてそれを類型化というのは起訴猶予の場合でも可能ではありますけれども、御案内とのおりいろんな形態の事故がありますので、すべてそれを類型化するということは実際問題としてはこれは非常に難しい面があります。

それともう一つは、先ほどから申し上げていますように、一律に傷害の結果が軽いということで起訴猶予にするということではございませんで、やはりそこは被害者の方の処罰意思あるいは過失の内容、その他のさまざまな事情を考慮して刑を言い渡すというような必要が本当にこれはないとができるわけですね。あえて刑の裁量的免除を置いた理由がやっぱり実はよくわからないのですが、いかがでしようか。

○政府参考人(古田佑紀君) 一つは、單に傷害が軽いということだけ一般的に起訴猶予とかそういうことにするとということではなくて、やはり情状が問題がない、積極的にいいといいますか、そういうこととの指針というのを、こういう非常に多い、捕獲率が非常に高い犯罪についてはその辺をはつきりさせておくということも意味があるだろうと考えているということと、先ほど申し上げましたように、刑の免除に相当するようなそういうのが類型的には幾つかあると思ひますけれども、そういうものにつきましては実際の捜査、特に捜査書類とか送致のあり方、こういうものについてできるだけの合理化を図るということの基本にもなると、そういうことからこういう規定を設けるということにしたものですございます。

○福島瑞穂君 ちよつとしつこくて申しわけないのですが、起訴猶予をすれば、きちんと定型化をしてこういうケースは起訴猶予にするというふうにしてしまえば、わざわざその後、刑の免除といふ規定を設けなくてもいいわけで、別に裁量的免除の規定があるので定型的、一律的捜査の合理化をしてしまうということにはならないでしようか。

○政府参考人(古田佑紀君) 確かに、被害者の方の中にはさまざまなものいらっしゃると思います。端的に申し上げますと、その処罰を求めるそういうお気持ちちはそれなりの合理性がもちろんやはりあるということが通常だろうと思ひますのです。しかし、例え個人的に恨みが別にあります。

○政府参考人(古田佑紀君) もちろん、ある程度の類型化というのは起訴猶予の場合でも可能ではありますけれども、御案内とのおりいろんな形態の事故がありますので、すべてそれを類型化するということをよく考えるとことでござります。

るのでとか、あるいは事故のいろんな状況について非常に大きな思い違いをしておられるとか、そういうことで、そういうお気持ちを持つについて

合理性が欠ける場合には、やはりどんなに処罰してほしいというお気持ちが強くても、それは全体の公平の中で検察官において適切に処理をするということになると考えております。

○福島瑞穂君 どうもありがとうございます。  
刑法、刑訴法の改正だけではなくて、交通事犯などもありますので、受刑者の矯正プログラムと悪質交通事犯の人が社会復帰する際のフォローアップ体制などについても、今後も何かきめ細やかな、もし研修などがありましたら、ぜひ工夫をしていただきたいということを要望として述べさせていただきます。

午前中の参考人質疑でも若干出ましたが、あるいは前回のこの質疑の中でも出てきましたが、危険運転致死傷罪が、処罰しなくてもいい者を入れ

危険運転致死傷罪は、非常にやはり本犯は処罰しないよう、処罰しなくちやいけない者を取り除かせないよう、新しい犯罪ですから、きちっとされるべきだということが午前中の参考人質疑の中でも出てきたと思います。

つきましては、その範囲で事案に応じて適切に考  
えていくことになるわけでございまして、  
特に罰金刑の場合につきましてはその上限を十分  
考慮して、それに応じた求刑あるいは量刑が行わ  
れて、ふつうに考へておられます。

○福島瑞穂君 先ほど、刑務所の中における矯正プログラムについてお聞きをしました。もしありますから教えてください。悪質交通事犯が社会に復帰する際のフォローアップ体制などは現在あるの

でしょうか。何か受刑者が派出所するときのフォーマルな体制やそのようなものは、今の時点ではわかりましたら教えてください。

○政府参考人（古田佑紀君） 私も全部詳しく知つ

出獄になりますれば、これは保護観察ということになりますし、それから満期の場合でも、これは交通受刑者の場合、余り例はそう多くはないかもしませんが、住所が不安定とかそういうことについているわけではございませんけれども、例えば仮

なりますと、更生保護会とかそういうようないろいろなもののがござります。  
そういうことで、やはり一番現在のシステムで大きいのは仮出獄になつた場合の保護観察ではな  
いかと思つております。

○福島瑞穂君　刑法、刑事訴訟法が改正された後に、この新しい犯罪に関して一般のドライバーに対する啓発、啓蒙などはどういうに考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人（古田佑紀君）　一般ドライバーの方

まず、刑法の一部を改正する法律案の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

五 悪質・危険な運転行為を行つた者について、運転免許にかかる欠格期間の在り方等を含め更に幅広く検討を進めること。

六 飲酒運転等の悪質・危険な運転が引き起す結果の重大さ、悲惨さにかんがみ、これ

500

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、千葉景子君から発言を求められており  
ますので、これを許します。千葉景子君。

たくあるいはいそぎんちを道、それから反対論などを通じて今回こういう犯罪が新設されるというふうなことについての広報に努める、そういう法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会・公明党、日本共産

党、社会民主党・護憲連合及び自由党の各派並びに各派に属しない議員柏村武昭君の共同提案にて運転免許を持つていい行様、必要押さへて、可かハニ二百斤の付書を提出しておられます。

る方には、委員会案内のように何年かことは更新  
という機会がございますが、こういった機会に、  
例えば道交法の改正とかあるいは道路交通に關係  
する附帯議案を提出いたしまして、  
案文を朗読いたします。

そのドライバーに教育を教育というか指導といふか、そういうものをしているところでございま  
すので、今回もそういった形でやつていただきたいと  
して格段の配慮をすべきである  
一 危険運転致死傷罪の創設が、悪質・危険な運転を行った者に対する罰則強化であること

○福島瑞穂君　ぜひ頑張ってください。

今回、刑法・刑事訴訟法の改正、特に刑法の改正によって交通事故が本当に減るようについて、正しくお話ししたいと思います。

○委員長（高野博師君） 他に御発言もないようですが、兩案に対する質疑は終局したものと認め  
二 一本法が四輪以上の自動車の運転者に対象を限定していることについては、自動二輪車に  
限定していることについては、自動二輪車に

○委員長(高野博師君) この際、委員の異動につ  
ます。

---

よる事故の実態を踏まえて、その運転者をも本法の対象とする必要性について引き続き検討すること。

三 刑の裁量的免除規定については、事件の性質に応じて、被害者の感情に適切な配慮をいたしました。

〇委員長(高野博師君) これより両案について討  
四 交通事犯の被害者等に対する情報提供、精  
くとして有村治子君が選任されました。  
うとともに、軽傷事犯についても適正な措  
の遂行に遺憾なきを期すること。

論に入ります。——別に御意見もないようですか  
ら、これより直ちに両案の採決に入ります。  
精神的ケアなど被害者保護策について、更なる  
充実に努めること。

五 悪質・危険な運転行為を行った者は二で、運転免許にかかる欠格期間の在り方等を含め更に幅広く検討を進めること。  
ます、刑法の一部を改正する法律案の採決を行います。

○委員長(高野博師君) 全会一致と認めます。

〔賛成者挙手〕

六 飲酒運転等の悪質・危険な運転が引き起  
す結果の重大さ、悲惨さにかんがみ、これ

の運転が許されないことについて國民の意識の一層の向上を図り、事故の未然防止に努めること。

七 本改正と併せて交通事故防止対策の觀点から、道路交通環境の整備、交通安全教育の徹底等交通安全施策を一層強力に推進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(高野博師君) ただいま千葉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(高野博師君) 全会一致と認めます。

よつて、千葉君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。だいまの決議に対し、森山法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。森山法務大臣。

○国務大臣(森山眞弓君) 次に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(高野博師君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

通信傍受法の廃止に関する請願 第五九五号 平成十三年十一月十五日受理

請願者 神奈川県藤沢市川名一八九ノ八

千野米子 外百九十九名

紹介議員 江田 五月君

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(高野博師君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託され

○委員長(高野博師君) 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。森山法務大臣。

○国務大臣(森山眞弓君) 裁判官の育児休業に資する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における我が国社会経済情勢にかんがみ、子を養育する裁判官の継続的勤務を促進し、裁判事務等の一層の円滑な運営等に資するため、裁判官の育児休業の対象となる子の年齢を、現行の一歳未満から三歳未満に引き上げるとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決ください。

○委員長(高野博師君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十分散会

た。  
一、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百十一号)の一部を次のよう改訂する。

第二条第一項中「一歳」を「三歳」に改める。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百十一号)の一部を次のように改訂する。

第二条第一項中「一歳」を「三歳」に改める。

し書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。

3 施行日前に旧育児休業法第二条第三項において準用する旧育児休業法第二条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に裁判官が当該育児休業をしている場合に限り、新育児休業法第三条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。

4 施行日前に旧育児休業法第二条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に裁判官が当該育児休業をしている場合に限り、新育児休業法第三条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。

平成十三年十二月五日印刷

平成十三年十二月六日發行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D